



2018

No. 568号

4月号

# 3/19 鹿部小学校卒業式

# 6年間の思い出を胸に、次のステップへ



## 今月の主な内容

- 平成30年度財政執行方針・教育行政執行方針…2～14P
- 新年度予算について…15～16P
- カヌー大会（卒園式・卒業式特集）…17P
- 最近のできごとをお知らせします…18～19P
- 健康へのページほか…20～21P
- 介護保険料のお知らせ…22～23P
- 【特集】連載第3回として「やさしい」地域公共交通を考える…24P
- 引越の際には住所の異動手続を忘れずに…25P
- 新しい国民健康保険制度が始まりますほか…26P
- 学生の国民健康保険被保険者証について…27P
- 山梨探りによる事故を防ぐためにほか…28～29P
- 鹿部消防署からのお知らせ…30P
- 家庭用浄水器等購入費補助金制度についてほか…31P
- 「マイホーム借上げ制度」で持ち家を有効活用しませんか？ほか…32P
- 平成30年度鹿部町シルバークラッシュ「受講生募集」…33P
- 鹿部町食生活改善推進協議会だより…34P
- 中央公民館図書室だより…35P
- お知らせコーナー…36P
- 水産の艇窓ほか…37P
- 行事予定カレンダーほか…38P



平成30年度



鹿部町長 盛田 昌彦

# 町政執行方針

平成30年第1回鹿部町議会定例会の開会にあたり、町政運営2年目を迎える私の町政執行に対する所信と基本方針を申し上げ、鹿部町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私が町長に就任してから1年が経過し、これまでの間「進むべき道は町民皆様方の中にある！」を政治信条として、町民の目線に立った町政運営に努めることを肝に銘じながら、今日まで全力で取り組みました。

選挙公約に掲げた施策については、子育て世代支援として、女性の就業機会の拡充を含め、幼稚園での長期休業中の預かり保育を試行的に実施しました。

また、対話ミーティングの実施により町民皆様と懇談させていただき大変貴重なご意見を賜りました。

更には、地域交通体制づくりにおいて、対話ミーティングのご意見などを踏まえ、地域公共交通の必要性など、町民参加型のフォー

ラムを開催し、今後の展開に向けた第一歩を踏み出しました。



対話ミーティング

一方、基幹産業である漁業について、盤石な漁業体制づくりを行うには、今年生まれた子が二十歳になる20年後、鹿部の浜をこうしたい、浜の将来像(かたち)を皆で決める場を設けることが大変重要であるため、そこに向かうための第一歩として、漁組幹部並びに各部会長の皆様と漁業振興事業報告会を開催させていただきました。

その他、高齢者福祉の充実を図るための間口除雪の

実施や次世代エネルギーの研究など、様々な分野において挑戦を始めたところですので。

加えまして、町内進出企業との包括連携の締結や官民連携によるまちづくりも始めたところです。

いずれにいたしましても、第5次鹿部町総合計画及び鹿部町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性に留意しつつ、平成30年度を「更なる挑戦と確実な実行の年」と位置付け、町のグランドデザインを描くうえで必要不可欠となる土台部分を構築する土地利用基本計画に着手し、「町のかたち」を町民皆様と共有したいと考えています。

なお、平成30年度は「確実な実行の年」として、盤石な漁業体制づくりや食と観光によるまちづくりを力強く推し進め、鹿部まるごとブランド化を目指すのももちろんのこと、そのうえで、次の大きな5つの決定をします。

1 町のグランドデザイン  
2 地域公共交通

3 道の駅山側の温浴施設整備

4 保育体制

5 再生可能エネルギー事業

以上ですが、目指す「町のかたち実現」に必要なものは何なのかを、しっかりと議論のうえ、決定します。この他にも決めなければならぬ案件は、山積してはいますが、優先順位を決め、課題解決に向け、全力を尽くします。

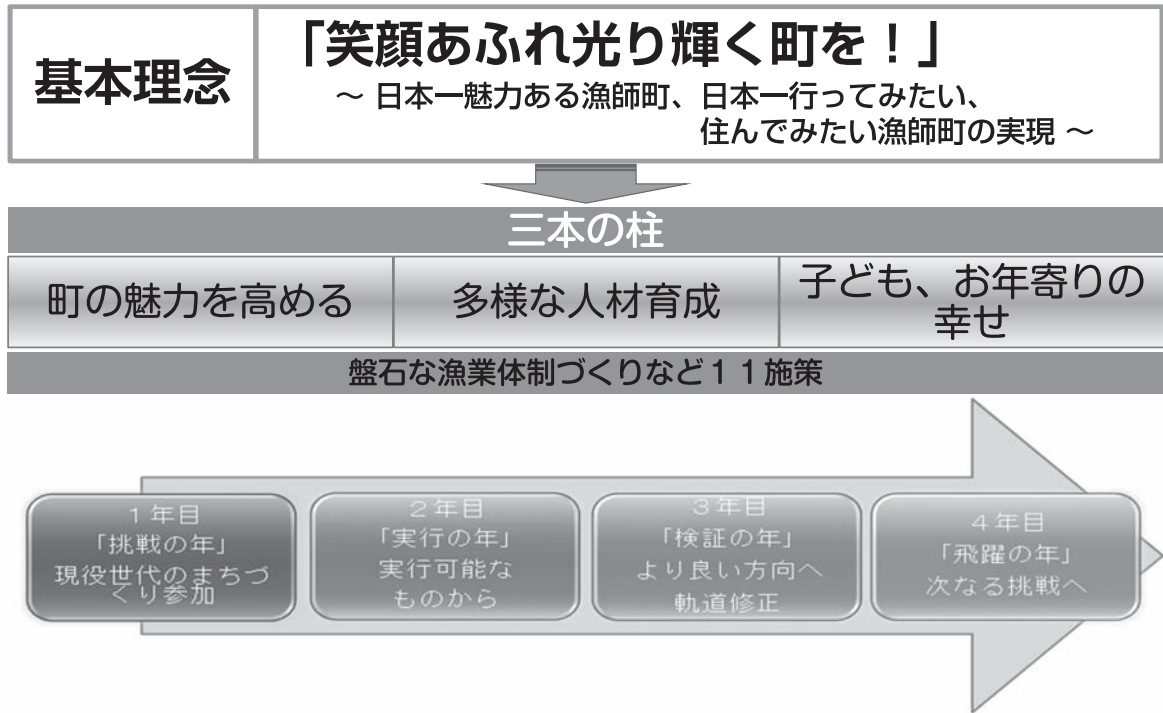
なお、平成30年度予算については、子育て世代支援の更なる充実に向け、幼稚園・小学校・中学校における教材にかかる費用は全て公費負担とし、人材育成等にも力を注ぎます。

また、施策決定前の事務事業に関しては、町民皆様のご意見などをいただきながら、やらなければならぬ仕事は、年度途中での対応など、機動的に政策の展開を図ります。

具体的な内容等については、各分野における施策の中で申し上げます。それでは主な施策につい



【政策イメージ図】



て申し上げます。

**水産振興**

はじめに、漁業の振興についてですが、近年、漁業を取り巻く環境は、スケトウダラやサケなど回遊魚の減少や藻場の縮小、更には異常気象による被害など大変厳しい状況です。

本町のすべての産業へと波及する基幹産業である漁業の振興には、まず、漁業者が安心して従事できる体制づくりが重要であり、安定経営に加え、魅力ある漁業づくりが、新規就業者や後継者の育成にもつながることから、漁業協同組合をはじめとした関係機関と連携を強化し、生産性及び漁業所得の向上を目指します。

を図るための仕組みづくりが重要となることから、関係機関への協力を強化します。

天然昆布は、資源が減少傾向にあり、改善を図るために離岸堤陸側への投石事業を拡大します。併せて、水産技術普及指導所の協力のもと藻場調査を実施します。

また、漁場対策として、国の第4次漁港漁場整備計画による鹿部地区の囲い礁整備事業及び出来瀬地区への増殖場の調査の実施など、漁場づくりを推進します。

全道的に回遊性の魚種が減少している状況下、資源保全・回復につなげていくためには、漁業者による休漁、操業期間制限など自主的な資源管理や「育てる漁業」が求められています。

本町では、水産資源を将来の世代に引き継ぐため、ウニ種苗放流、昆布種苗供給、ナマコ資源保護事業など漁業協同組合が取り組む漁業振興事業に引き続き支援します。

更には、漁業者の経営意

識の向上や漁業振興を図るため、人材育成のための支援事業に取り組みます。

漁港の整備について、懸案である本別漁港新港の振れ込み対策事業は、平成30年度から北防波堤改良工事と延伸部分の実施設設計が着手されるため、早期完成に向け北海道に対して継続的に要望を行います。

また、鹿部漁港、出来瀬漁港についても機能保全計画に基づいた保全工事を実施し、長寿命化に努めます。漁業系廃棄物処理施設について、平成14年の12月から稼働して15年が経過し、老朽化による腐食が進行するなど問題を抱えていることから、施設の建替えなど漁業協同組合と事務レベルの協議を行ってきましたが、盤石な漁業体制づくりを構築するうえで、漁業系廃棄物処理は大変重要なことから、平成30年度中に施設整備の方針をまとめます。

海岸浸食対策は、防災林造成事業により平成29年度から出来瀬海岸の一部において工事が着手されていま

すが、引き続き漁場の保全と併せ、関係機関に強く要請を行います。

### 中小企業・商工業振興

次に、中小企業・商工業の振興について申し上げます。

全国的に人口減少問題等による購買力の低下に加え、町外への消費流出など商工業者にとって厳しい状況が続いています。

また、担い手不足による商店などの廃業といった問題も抱えています。

このような状況の中、中小企業の基盤強化や健全な発展を促進し、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的に鹿部町中小企業振興基本条例を制定しました。

当該条例に基づき鹿部町中小企業振興会議を設置し、中小企業にとつてどのような支援や対策が必要とされているのか、様々な意見や要望などを伺いながら、先行的に鹿部町企業誘致条例

及び鹿部町商工業振興条例を融合した「鹿部町企業立地促進条例」を制定し、企業誘致などの推進を図るとともに、中小企業が真に必要なとする制度となるよう進めて行きます。

商品開発や販路拡大などについては、地域の資源を活かし、漁業や観光業との連携を図りながら積極的に取り組むことが必要であり、町の特産品の開発や販売促進並びに観光PRなどに対して支援する鹿部商工業等活性化支援対策事業を継続し、鹿部ブランドの確立に向けた取組について検討します。

また、地元での購買促進を図るため、商工会が実施しているプレミアム付き商品券発行事業に対する補助についても引き続き支援を行います。

このほか、商工業の振興や商店街の活性化を図るため、従来からの中小企業振興資金の融資と利子補給、歳末大売り出しに係る助成など、必要な支援についても引き続き行います。

道の駅しかべ間歇泉公園の「鹿部・食とうまいもの館」は、地場産品を知っていた、ただ本町のアンテナショップとしての役割を担っていることから、交流人口が増加して地元経済への波及効果が好影響をもたらすように今後も施設の魅力アップに努めます。

再生可能エネルギー事業は、平成29年度、民間発電事業者による発電事業の可能性について初期段階である地表調査が行われ、平成30年度においても引き続き調査が行われる見込みです。調査結果は情報提供されるため、地熱資源を把握することにより、本町の地熱エネルギーの開発などにおいて貴重な資料となることが期待されます。

また、庁内においては管理職で構成する次世代エネルギー研究会を立ち上げ、地熱発電に係る勉強会や木質バイオマス関連施設の視察などを実施しており、引き続き鹿部町での次世代エネルギー事業の可能性などについて、国の支援等を受

け研究を進めます。

### 観光振興

次に、観光振興について申し上げます。

道の駅しかべ間歇泉公園では、鮮魚店や惣菜店、地元家庭料理を中心とした「浜のかあさん食堂」がテナントとして入店し、鹿部でとれた「新鮮な魚介類」、「特産品を用いた惣菜」や「地元家庭料理」を地元の「宝」として提供することが、特産品の情報発信とナリピーターが増加している状況です。

また、温泉蒸し処でも、鹿部で水揚げされた魚介類などを味わうことが可能となっており、目玉の一つとなっています。

道の駅しかべ間歇泉公園のオープンから2年が経過し、平成29年度2月末までの来場者数は約28万7千人で平成28年度より約6.5%減少、渡島管内上半期の観光入込客数は8.8%の減少であり、北海道新幹線

の開業効果が薄れてきてはいますが、渡島管内の中では緩やかな減少傾向にあるため、観光客等の賑わいが継続しています。

このような、賑わいを継続していくためにも、現状の把握に努め、それに基づく改善、対策を迅速に行い、食や観光などについて情報発信の強化を図って行きます。



道の駅しかべ間歇泉公園

間歇泉公園山側の整備に関して、対話ミーティングにおいて、参加者から「事業収支などについて慎重な検討が必要である」などのご意見もあり、事業手法や民間活力の導入なども

含め調査検討をしていますので、今年の夏までには、方向性の決定を行います。

本町の代表的なイベントである「海と温泉のまつり」「春のえびつぶ祭り」「たらの祭り」は、平成30年度もこれらのイベントを柱とし、町のPRに努め、その中でも「海と温泉のまつり」は、北海道150年事業の北海道未来事業に参画し、北海道と連携をしながら祭りを盛り上げて行きます。

政府は、訪日外国人観光客数の目標人数を2020年に4千万人とし、道南においても北海道新幹線の開業や函館空港の台湾線の就航、本年9月頃にはバンコク線の新規就航が予定されていると報道されています。

また、大型客船の寄港も増加傾向にあり、函館市では若松ふ頭の整備を進め、供用開始後の目標として年間70隻のクルーズ船の寄港を目標に掲げています。

このように外国人旅行者が今後増加することが予想されていることから、本町でも七飯町及び森町との3

町で組織する環駒ヶ岳広域観光協議会により、インバウンド周遊観光ルートづくりや受入体制の整備など、広域連携を基盤としたインバウンド対策を引き続き促進します。

公園施設の老朽化対策は、計画的に環境整備を行い、町民の憩いの場の保全と魅力アップを図ることににより、観光客などの交流人口の拡大を進めて行きます。

平成30年度は、鹿部公園の河川敷護岸整備やふれあい橋の塗装改修を実施し、ひょうたん沼公園では、散策路の舗装修繕を実施します。

なお、本年は北海道命名から150年となることを機に、北海道遺産の追加選考が実施されます。

本町の「しかべ間歇泉」は北海道で随一の噴出量を誇り、地域の活性化を担うものであるとともに、次世代に引き継ぐ貴重な資源であり、地域の方々が幾多の困難を乗り越え守り続けてきた「しかべ間歇泉」を、町を挙げて北海道遺産にす

るべく、努力いたします。

### 地域公共交通対策

次に、地域公共交通について申し上げます。

冒頭でも申し述べたとおり、平成30年度は地域公共交通の方向性を決定して行く年と位置付けていますので、地域にあった交通体制構築に向け、町民皆様等のご意見などをいただきながら、総合的な視点により実証運行等を視野に進めて行きます。

### 農 林 業 振 興

次に、農林業振興について申し上げます。

林業について、経営意欲のある森林所有者の減少や所有者不明の森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっております。

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るうえで、改正森林法施行に基づき平成30年度から

### 子育て支援の充実

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

誰もが安心して子どもを生み育てられる地域を実現するために、新たに0歳から2歳までの乳幼児を対象とした保育環境を整備します。

具体的な取組としては、地域型保育として小規模保育事業の早期実施に向けて、施設整備や保育事業に従事する人員の確保等を進めます。

また、現在、実施している不妊治療費助成事業に加え、不育症治療費助成事業を実施し、治療を行っている夫婦の経済的負担を軽減します。

### 障がい者福祉

次に、障がい者福祉について申し上げます。

本年3月に策定の「鹿部町第4期障がい者計画・第5期障がい福祉計画」に基

林地台帳の整備を進めるとともに、森林所有者から経営・管理を委ねる申出やその意向調査を行い、町が意欲と能力のある林業経営者へつなぐことで、林業経営の集積・集約化を図るなど、新たな森林管理の構築に向けた取組を推進します。

また、森林の機能を十分に発揮できるように、引き続き下刈りや除間伐、枝打ちなどの森林環境保全整備事業や未来につなぐ森づくり推進事業などの事業を推進します。

有害鳥獣対策は、ヒグマ、エゾシカのほか、近年、苦情が多く寄せられているキツネ、カラスを加え、今後も猟友会のご協力をいただきながら駆除・捕獲を実施します。

また、放牧馬についても、関係機関と連携しながら全頭捕獲に向けて引き続き取り組みます。

農業振興は、新たな取組として本町での農業の可能性について、平成30年度から調査・試験の実施を行います。



づき、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるようサービスの確保を行います。

また、鹿部町地域活動支援センター「ぼっぼ」における就労支援活動として、道の駅しかべ間歇泉公園内のしかべ・ぼっぼ館で営業している「カフェぼっぼ」の運営は、本年度3年目の節目を迎えます。

これまでの「カフェぼっぼ」の運営を検証するとともに、地域活動支援センターが障がいのある方に社会参加や日中活動の場として、より活用しやすくなるよう検討していきます。併せて、町内事業所と連携し、働く意欲のある障がいのある方が、その能力を十分発揮し、就労できるように、福祉的就労の場の確保に努めます。

### 高齢者福祉の充実

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。本町における総人口に占

める65歳以上の高齢化率は37%を超え、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が増え、介護を必要とする高齢者が年々増加しています。

高齢になっても住み慣れた地域で安心して生き生き生活できるように地域生活支援事業を継続するとともに、高齢者が気軽に集い地域住民と交流する場としてのコミュニティカフェを設けていきます。

また、介護認定を受けている高齢者などの冬期間の生活を支援するために平成29年度試行実施した福祉除雪について、試行事業の結果を踏まえ制度設計を行います。

### 保健事業

次に、保健事業について申し上げます。

町の健康課題として、高血圧・高血糖・脂質異常に係る有所見者の割合がとて高いことから、引き続き各種保健事業を進めます。

また、町民ニコニコ健診の受診機会を拡大する目的で、平成30年度から町内の医療機関における個別健診を実施します。

併せて、生活習慣病改善のための特定保健指導や健康教室を開催し、調理実習や運動教室を実施します。

がん検診では子宮がん、乳がんを早期に見つけるために、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業において、国の助成対象を拡大し、無料クーポン券を送付して受診勧奨を行います。

また、胃がんの原因とされているピロリ菌検査を継続実施し、胃がんの早期発見に努めます。

### 生活環境対策

次に、生活環境について申し上げます。

本町の豊かな自然を守り、安心して暮らせるまち・ゴミのないきれいなまちづくり推進のため、家庭等から排出されるごみの減量化、

再資源化は欠くことのできないものであり、ゴミを出さない環境づくりを進めることが重要と考えています。これらを実行するため、平成29年度に引き続き「生ごみ減容化容器」購入助成事業を実施します。

また、不法投棄の未然防止対策として、監視パトロールや監視カメラ設置のほか、注意喚起の看板や広報による啓発を引き続き実施し、不法投棄の抑制に努めます。

ゴミのないきれいなまちづくりは、町民のモラル意識が不可欠であるため、例年、多くの町民の皆様にご協力をいただき実施している町内会単位でのクリーン作戦などは、地域において効果的なものと思っておりますが、住んでいる方はもちろんのこと鹿部町に訪れる方にもキレイな町と感じていただける生活環境づくりに努めます。

### 交通安全・防犯対策

また、防犯対策については、町民の皆様、地域の関係団体などと連携を強化し「町民の安全は町民自らが守る」という基本理念に基



交通安全旗の波運動

次に、交通安全・防犯について申し上げます。交通安全については、一年を通じて町民をはじめとする各種団体等の協力を得ながら、様々な活動を実施していますが、特に「交通安全旗の波運動」は、町内全域での街頭啓発運動となっており、交通安全意識向上等に大変効果的でありますので、引き続き実施をし、交通事故のない安全で住みよいまちづくりを目指します。

づき、町民の防犯意識の高揚に努め、防犯運動を展開して地域の安全安心対策を行っています。

### 消費者対策

次に、消費者対策について申し上げます。

全国的に社会環境が著しく複雑化する中で、年齢に関係なく悪徳商法や特殊詐欺と言った様々なトラブルに巻き込まれる方々が年々増加していますので、消費者の方々の保護する取組がより一層重要と考えます。

このことから町広報などを大いに活用した幅広い注意喚起を引き続き行うとともに、特に高齢者をターゲットにする犯罪が例年多発していることから、毎年行っている敬老会などで消費生活に関する知識がさらに深まるよう様々な情報発信に努め、町民の皆様が安全・安心した暮らしができるよう持続的に消費者対策に取り組みます。

### 土木・建築関係

次に、土木・建築関係について申し上げます。

はじめに、道路関係について申し上げます。

一般国道278号鹿部道路について、災害時の避難路としての役割を担う道路でありますので、歩行者の安全確保などの観点から、必要なる照明の整備を引き続き函館開発建設部への要望を行います。

道道大沼公園鹿部線については、平成29年度から北海道が管理している旧国道の7.1キロメートル区間について、現状を再確認のうえ、北海道へ改善を要望します。

同じく道道大沼公園鹿部線の駒見地区における土砂災害対策については、連続雨量120ミリで発動する事前通行規制の解除に向け、北海道が地すべり対策に着手していますが、町民の安心・安全と地域経済の安定が、より早く確保されるよう、安全対策の促進を引き

続き要望します。

続いて、幹線町道の整備について、舗装路面や排水施設の老朽化が著しい鹿部市街地線は、平成29年度に引き続き改良舗装工事を実施します。

また、市街地とバイパスを結ぶ幹線道路の整備は、事業実施に向けて北海道との協議を進める考えです。次に、海岸関係について申し上げます。

本別海岸の保全対策について、海浜地を保護し、安定させるための離岸堤及び消波ブロックの設置を、引き続き北海道へ要望します。また、既存の離岸堤のうち、消波ブロックが転倒・崩落している部分について、機能回復と航路障害解消のため、北海道へ早期補修の要望を実施します。

次に、河川関係について申し上げます。本別川は、平成29年度に引き続き鹿部バイパスより上流側のフェンスの更新工事を実施し、計画全区間の工事を完了する見込みです。また、鹿部川は、今後景

観に配慮しながら河川施設の維持・整備を実施していくことを基本方針とし、東

光寺橋直近の護岸が構造上危険な状態であることが確認されていることから、まずは、この箇所対策工事を平成30年度で実施します。

### 町営住宅対策

次に、町営住宅について申し上げます。

平成27年度から国の交付金事業により解体に着手した折戸川団地ですが、平成30年度で残る3棟12戸を解体し、折戸川団地12棟48戸すべての解体が完了します。

既存の町営住宅の管理は、平成29年度に引き続き外壁と屋根の改修工事などを実施し、居住環境の改善に努めます。

行われていない空き家等への対応が喫緊の課題となっています。

本町においても、老朽化し放置された空き家等が年々増加してきている状況であり、台風などによる強風でトタン等が飛散し、周辺の住宅に被害を及ぼす恐れがある危険な事案も報告されていることから、危険な建物について、所有者に状況を報告し、対応するよう指導を行っているところですが、様々な理由等により解体できずに放置された空き家が増加しているため、空き家等の対策計画及び解体費用の助成制度などの検討を行います。

また、平成28年度で開設した空き家バンクでは、今までに物件登録が11件あり、うち1件が売買成約となりましたが、空き家が有効利用されるよう、より一層制度の周知に力を入れます。

### 空き家等対策

次に、空き家対策について申し上げます。

全国的に、適切な管理が

### 砂防事業

次に、駒ヶ岳の砂防事業



について申し上げます。  
現在、上流域の国有林野内は、北海道森林管理局により治山工事が継続して進められ、その下流の駒ヶ岳演習場内は、防衛省所管の砂防施設が概ね整備済みの状況ですが、演習場下流域における泥流発生時の越流対策が課題として残っている現状を踏まえ、下流域の安全度を高めるための砂防工事を、補助金事業等により実施します。

今後も、地域住民の不安を軽減すべく、更なる砂防施設の整備を目指し、引き続き関係機関と協議を進めます。

また、常日頃から防災に対する意識を高めるために、各町内会と連携を密にし、定期的な町内会防災部長会議の開催や町内会に対する防災出前講座を実施するほか、災害時の要となる自主防災活動の組織化及び育成を進め、運営面を含め活動支援を行います。

### 防 災 対 策

次に、防災対策について申し上げます。

本町の防災対策については、鹿部町地域防災計画に基づき、防災・減災を図るため、防災体制の強化、防災備蓄品の拡充などを計画的に取り組むとともに、自助・共助・公助を基本とし

た地域防災力の向上に努めます。

具体的な施策としては、鹿部町防災備蓄計画に基づき、食料や防災資機材、生活必需品物資等を計画的に整備します。

毎年実施している避難訓練について、平成30年度では駒ヶ岳火山噴火災害を想定した町民参加型の避難訓練を計画し、災害時における応急対策の円滑な実施や防災知識の普及を図ります。

更には、防災教育として、小学校5・6年生を対象に駒ヶ岳噴火を題材とした火山専門家の講義と現地視察等を通じて噴火の歴史などを学習し、併せて駒ヶ岳登山を行い、駒ヶ岳をより身近に感じてもらうための火

山防災教育を引き続き実施します。



地震津波避難訓練

### 消 防 体 制 の 充 実 強 化

次に、地域住民の安心・安全を確保する消防体制について申し上げます。

消防は、火災をはじめとする各種災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るという使命のもと、その活動は極めて広範囲におよび、地域社会の安定や町民の暮らしに必要不可欠な業務です。

近年、異常気象による自然災害や地震・噴火災害により、甚大な被害が発生し、地域住民の不安はより一層大きなものとなっております。このような状況の中、町民の安心・安全確保を目指す、消防体制の強化を図るため、平成30年度に消防職員を2名採用するほか、救急、救助技術の高度化に合わせた各種研修会・指導会への参加や北海道消防学校における救急救命士の専門的な講習をはじめ、救助科、更には危険物料の受講等、専門高度な知識と技術の習得に努めるとともに、災害救急救助活動を重視した資機材の整備、更には地域防災の要であります消防団の宮浜分団に、詰所を新設するなど、より一層職員・団員の資質の向上と消防体制の強化を図ります。

### 教 育 行 政

次に、教育行政について申し上げます。

人口減少などが進行する中で、持続可能なまちづく

りを進めるためには、生涯にわたって人と人との絆を結び、様々な困難を乗り越えながら、夢の実現のために挑戦し、活力ある社会づくりに貢献していく人材を育成することが不可欠であり、教育が果たす役割は極めて重要です。

子ども達が、ふるさと「鹿部」に愛着を持って互いに支え合いながら、たくましく生きていく力を身に付けていくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成することが求められている今日、その基盤となる教育全体の環境づくりに努めます。

そのためには、子ども達の学びの中心となる学校、子育ての基盤となる家庭と地域がそれぞれの持つ教育力の向上を図るとともに、互いに連携・協働することが大切です。

このことから、子ども達がより良い教育環境のもとで生き生きと学び、活動できる教育の推進をはじめ、幼児から高齢者までの各層の町民への研修・講座等に



ついて、平成30年度予算に反映させました。

具体的な内容については、教育長より申し上げますが、私から特に申し上げたいこととして、学校教材について、小・中学校は従来から公費により一部負担をしていました。平成30年度は全額公費負担に拡大、更には幼稚園においても新たに公費負担をすべく予算に反映させ、保護者の負担軽減を図ります。

加えて、宿泊研修費用の一部公費負担や園児、児童生徒の通学及び学校内での事故のための日本スポーツセンター掛金の全額公費負担についても継続いたします。

また、活力ある地域づくりのため、社会教育の推進と健康づくりや体力維持の充実を図り、家庭などでの教育意識の向上と機能を高め、生涯学習社会の構築に努めます。

これらの推進の拠点施設である中央公民館、総合体育館、山村広場、パークゴルフ場及びコミュニティ

イー・プールについて、町民がいつでも学習やスポーツに親しむことができる環境づくりのため、利用者サービスの向上に努めます。

また、より一層の施設利用促進を図るため、総合体育館では、トレーニング室のランニングマシン等の更新を、コミュニティ・プールでは、水槽の床の一部に滑り止め塗布工事を実施いたします。

いづれにいたしましても、これまで以上に教育委員会との連携強化を図り、教育行政を進めます。

### 職員の人材育成

次に、職員の人材育成について申し上げます。

行政課題の複雑化・多様化に伴い、職員に求められる能力はより専門化・複雑化しています。さらに、ICTの進展に伴って必要となるスキルや知識、複雑化した行政課題に対応する能力などは、業務経験を通じて自然に身につくものでは

なく、学ぶことから身につくものと考えています。

鹿部町人材育成基本方針に基づき、「自律する職員・信頼される職員・変革する職員」を総合的かつ計画的に育成します。

具体的な施策としては、従来実施している役職や経験年数等に応じた各種研修会への参加に加え、平成29年度から実施している外部講師による本町独自研修の充実を図りながら、職員の意識改革も同時に行います。

### 国民健康保険事業勘定特別会計

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が責任主体となり、財政運営や事業運営における国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図るための広域化がスタートしますが、従前の保険証の発行や保険料の決定などは、引き続き市町村が担いますので、責

任主体と連携を図りながら円滑な制度運営に今後も努めます。

なお、本町の国民健康保険の平成29年12月末現在の加入状況は、世帯数が827世帯、被保険者数1,729人であり、町の人口の43.12%を占めています。

財政状況については、平成29年度決算見込みにおいて、黒字決算を見込んでいますが、更なる財政安定化に向け、引き続き国保税収納率の向上に努めるとともに、特定健診などの受診率の向上や生活習慣病の予防及びジェネリック医薬品の普及促進などを図り、国保事業運営の健全化に努めます。

### 介護保険事業特別会計

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

団塊の世代がすべて75歳を迎える2025年を見据えて、高齢者が自身の能力に応じて自立した日常生活を営み、また、要介護状態の

重度化防止を図りながら、高齢者のニーズに応じて、できる限り住み慣れた地域で、人生の最後まで自立を目指すし、自分らしい生活を送ることができるよう、「第7期高齢者保健福祉総合計画」に基づき、本町の特性に応じた介護保険事業を進めます。

また、これまで実施してきた介護予防事業を継続し、高齢者の健康寿命の延伸や介護予防の促進を図ります。併せて、高齢者自身がサービスを支える役割を担い、地域における活動の担い手となるようボランティア養成講座を開催し、高齢者が安心して地域で暮らせるよう生活支援体制事業を推進します。

### 後期高齢者医療特別会計

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象とし、「北海道後期高齢者医

療広域連合」が保険事業を運営し、市町村が窓口業務や保険料徴収業務等を行っています。

引き続き高齢者の健康維持のため、各種検診や健康指導の徹底を図り、高齢者医療に大きく貢献していくためにも、広域連合と連携を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めます。

### 水道事業会計

次に、水道事業会計について申し上げます。

水道事業の使命は、安全で信頼される、良質な水を町民に安定供給することです。

水は、生活と産業を支える重要な資源であり、長期的かつ安定的な確保が豊かな生活の実現と産業の発展を図るうえで重要であり、水資源の的確な維持管理と合理的な水利用を推進し、水質管理体制の一層の強化を図ります。

なお、平成30年度の主な

施設整備ですが、湯ノ沢地区で水圧低下による送水障害が発生している箇所について、配水管の新設工事を実施します。

また、法定耐用年数に達したメーター器の更新については、例年同様に交換工事を実施します。

### 歳入の確保

最後に各会計の關係する最も重要な歳入の確保について申し上げます。

町税は、貴重な自主財源であり、健全な財政運営を推進するために欠かせませんが、経済情勢の変化や景気の動向により、課税所得が大きく変動し、依然として不安定な状況です。

さらに、本町においては、基幹産業である漁業の水揚げ状況によって大きく左右されます。

このような中、課税所得が平成29年度に引き続き減少傾向にあることから、平成30年度においても町税全般にわたり減収の見込みと

なり大変厳しい状況です。

今まで以上に安定した自主財源を確保するため、適正課税に努めるとともに、引き続き、渡島・檜山地方税滞納整理機構と連携し、積極的に滞納処分を実施しながら更なる収納率の向上を目指し、厳しい経済環境の中でしっかりと納税されている皆様の視点に立ち、税負担の公平・公正に努めます。

また、ふるさと納税寄附金では、国や全国町村会などの要請を受け返礼品見直しを実施しましたが、自治体間において足並みがそろわず制度のばらつきが散見されているところであり、本町といたしましても制度の本旨の範囲内で弾力的に制度を活用し、町民皆様にふるさと納税寄附金がより一層身近に感じることができよう基金造成を行い、その使途に関し、ご理解がいただけるよう努めます。

この方針を基に編成いたしました予算総額は、下表とおりとなりますが、現下の経済情勢、国の行財政事

情等を勘案いたしますと、引き続き厳しい状況ですが、国などの動向を注視しつつ、持続可能なまちづくりを進めます。

また、北海道から食と観光に特化した職員を派遣いたしますので、漁業振興の更なる推進と食と観光の強化を図るため、政策実現に向けたスピード感のある機構改革を先行的に行い、併せて中長期的な視点に立った組織機構に留意をしつつ、役場組織が機動的かつ生産性の向上につながるよう進めて行きます。

なお、効率的な組織へと変革できるよう人材育成などを含め、常に見直しができる環境を整え、町民皆様にとって役に立つ場所にと努めますので、町民皆様、議員各位の更なるご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

一般会計	27億7,400万円
国民健康保険事業勘定特別会計	7億8,581万円
介護保険事業特別会計	3億4,702万円
内、保険事業勘定	3億4,647万円
内、サービス事業勘定	55万円
後期高齢者医療特別会計	5,881万円
水道事業会計（収益的支出・資本的支出の総額）	1億4,222万円





平成30年度



教育長 川村 利美

# 教育行政執行方針

平成30年第1回鹿部町議会定例会の開会にあたり、私の教育行政執行に対する方針を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

少子・高齢化や人口減少、グローバル化や高度情報化等による社会の変化に加え、地域におけるつながりや支え合いの希薄化などを背景に、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化してきております。

このような中、将来を担う子どもたちが、生まれ育った「鹿部」に愛着と誇りを持ち、その未来を支えていける力を培うことができるように、学校・家庭・地域が一体となり「新しい時代に生きる心身ともにたくましい人の育成」という鹿部町教育大綱の総括目標の下、学校運営協議会並びに鹿部町総合教育会議と連携・協働して教育行政を推進します。

それでは、各分野における主要な施策について申し

上げます。

## 学校教育の推進

はじめに、学校教育について申し上げます。

変化の激しいこれからの社会を見据え、子どもたちに生涯にわたる学習の基礎を培うため、基礎的・基本的な知識、技能の確実な定着とともに課題を解決するための思考力、判断力などを育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことが重要です。

平成29年度における全国学力・学習状況調査における小・中学校の状況については、小学校、中学校ともに一部全国平均を上回りましたが、まだまだ全国、全道平均に及ばない結果となりましたので、引き続き、本調査への参加と標準学力調査を実施し、それぞれが結果分析を行う中で、問題解決に向けた取組を「学力向上委員会」が中心となつて、基礎学力の定着に向けて少人数学習や放課後サ

ポート学習、更には学校支援ボランティアを活用した夏休み・冬休みのサポート学習を実施し、学習指導の工夫と改善に努めます。

また、学力の向上にもつながる「読書」の推進につきましましては、幼稚園児、小・中学校の児童生徒に図書1冊ずつ贈る「しかべっ子図書無償支給事業」を平成22年度から実施しています。が、ここ数年、渡島管内はもとより全道規模の読書感想文コンクールなどで入賞、更には「学校賞」も連続受賞するなど、素晴らしい結果を残しています。読むことから書くことへとつながり、このような成果が表れてきているので、平成30年度においても引き続き「鹿部町読書推進委員」と連携・協力して事業を継続します。

また、教育費の保護者負担軽減として、小・中学校の学習ドリルなどの教材について、従来から公費により一部負担をしておりましたが、平成30年度は全て公費負担とし、幼稚園において

も新たに公費負担を実施し保護者の更なる負担軽減を図ります。

加えて、宿泊研修費用の一部公費負担や園児、児童生徒の通学や学校内での事故のための日本スポーツセンター掛金の全額公費負担を継続します。

それでは、部門毎の推進方針を申し上げます。

## 幼稚園教育

まず、幼稚園教育について申し上げます。

幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであることから、幼児期にふさわしい幼稚園生活を展開するため、発展的、組織的な指導計画を立て質の高い幼児教育・保育の提供に努めます。

幼稚園教育の一般的推進方針は、年齢別指導に重点を置いておりまして、3歳児では、園の生活が分かり自分のことは自分でする気

持ちを育て、友達とかかわる心地良さを感じ、楽しく遊ぶ子どもを育てます。

4歳児では、基本的な生活習慣を身に付け、自分なりに試したり、工夫したりして、自分の思いを遊びに実現できる自主的、主体的な子どもを育てます。

5歳児では、幼稚園児として最後の年度となることから、自ら実践する力を育て、友達同士で協力したり、助け合ったりする心を育てて小学校に送り出したいと考えております。

### 小学校教育

次に、小学校教育の推進について申し上げます。

小学校は、教育目標を「かんがえる子・やさしい子・たくましい子」と設定し、平成30年度の重点教育

目標を「伸びを実感し、より高みを目指す子どもの育成」としました。これは、凛とした校内環境の中で、

「子どもたちに自分の成長を実感し、自己効力感をも

って生活してほしいこと」そして、「自分の立てた目標に向かって持てる力を惜しみなく発揮してほしいこと」を目指しております。

そして、目指す児童像として、平成29年度同様「生き生きと学習に取り組む、学びの楽しさがわかる子ども」「人に優しく、助け合い

を大切に子ども」「健康で、元気に活動する子ども」の知・徳・体の3つを掲げ、これら3つの姿に迫るため、指導の際は、先ず、子どもたち一人一人の伸びる可能性を見出し、磨き、子どもたち一人一人に自己

有用感、自己効力感をもたせることに努めます。課題である学力向上については、学習指導において、話す力・聞く力を高め、語彙を増やし、文章の読解力を高めめます。

また、探求的な学習を基本に、子どもたちが主体的・能動的に取り組める楽しい授業（わくわくする授業）、達成感を味わえる授

業、凛とした緊張感の中にも伸び伸びと参加でき充実感を感じることができるようなど、多様な学習活動を行います。具体的な取組としては、その一つとして、小グループによる「学び合い」という友達との関わりの中でともに刺激し合い、「主体的・対話的で深い学び」を取り入れた授業づくりに努めます。

この「学び合い」からは、話す力・聞く力が向上し、表現力が豊かになり、理解を仲間と共有し、分かる喜びが味わえ、仲間の「伸び」とともに自分の「伸び」を実感できる指導をします。

次に子どもたちの指導についてですが、指導の3要素「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」「自己決定の場を与える」ことに留意し、「積極的な指導のもと、個々の自己指導能力の育成」に努めます。心配される「いじめ問題」につきましては、「いじめにむかかわせない」環境をつくり続け、いじめ「ゼロ」を維持します。

防災教育については、関係機関と連携し、駒ヶ岳噴

火と津波を想定した安全教育の推進に努めます。具体的な取組としては、一日防災学校、駒ヶ岳学習登山、出来淵岬地層観察会、災害時下校引き取り訓練、津波を想定した避難訓練を実施します。



駒ヶ岳学習登山

### 中学校教育

次に、中学校教育の推進について申し上げます。

教育目標は、「豊かな心を持ち、進んで考え、たくましく実践できる生徒の育成」と設定し、重点目標を「確かな学力を身に付け、

自らの考えを堂々と表現できる生徒の育成」として、しっかりとした知識を持ち、心豊かで変化に柔軟に対応し、鹿部の未来を切り拓き、グローバルな社会に対応できる生徒の資質や能力の育成に努めます。「子どもたちが目を輝かせ、生き生きと学校生活を送る中で、様々な知識や技能を身に付け、心を成長させ、将来に大きな希望を持てる学校」を目指します。生徒の生きぬく力を育成し、特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、確かな学力の向上を図ります。

経営基本方針は、次の6点を掲げます。

- 1 「生きる力」の基礎となる確かな学力の育成を目指す実践
- 2 生徒の心を揺さぶる学校行事の充実
- 3 生徒の体力・運動能力の向上を目指した実践
- 4 生徒の豊かな心を育てる実践
- 5 生徒の意欲を伸ばす生徒指導の実施



### 6 教育活動をより円滑に推進するための実践



中学校職場体験

一人の教育的ニーズに  
え、子どもの自立と社会参  
画を支援します。

以上が小学校・中学校の  
教育推進方針ですが、い  
れにしても、小・中学校は  
義務教育であることから、  
文部科学省の示す「学習指  
導要領」に基づく教育課程  
を年度当初に編成し、学校  
運営を進めて行きますので、  
教育委員会においても管理  
監督に万全を期するため、  
北海道教育委員会との協  
議・協働のもと、鹿部町の  
子どもたちの知・徳・体の  
向上に努めます。

### 特別支援教育

近年、特別な教育的支援  
を必要とする子どもたちが  
全国的に増加傾向にあり、  
鹿部町も例外ではありません。  
ん。

平成30年度は特別支援教  
育支援員を幼稚園に1名、  
小学校に2名、中学校に1  
名を配置するとともに、イ  
ンクルーシブ教育の理念を  
踏まえ、特別支援コーディネ  
ーターを中心に合理的な  
配慮を充実させ、子ども一

### 教職員の資質向上及び健康対策

次に、教職員の資質の向  
上及び健康対策について申  
し上げます。

教育の成果は、教職員の  
確かな専門性と豊かな識見  
を持ってして、それぞれの  
教育現場で実践し、成果と  
なって表れますことから、  
更なる授業の研究や校内・  
校外での各種研修会への派  
遣や積極的な参加を促し、

引き続き費用の一部につ  
いて支援をします。

また、鹿部町教育研究所  
による研究・研修の実施と  
自主的に組織する校長会や  
教頭会の活動は重要である  
ため、引き続き支援を行い、  
鹿部の教育の向上に努めま  
す。

教職員の健康対策につ  
いては、定期的な集団健診の  
実施など、町の公費負担に  
より教員の健康対策を促進  
し、従来どおり容易に受診  
できるよう支援と奨励を行  
います。

### 施設及び設備等の整備

次に、幼稚園、小学校、  
中学校の施設及び設備等の  
整備関係について申し上げ  
ます。

幼稚園につきましては、  
園舎の耐震診断による建替  
えを前提とする耐力度調査  
を実施します。  
小・中学校の教材関係で  
は、プロジェクト及び書  
画カメラの更新、音楽室用  
の楽器や体育用備品を購入

します。

更に、幼稚園・小学校・  
中学校の環境整備として、  
園舎及び校舎周辺の樹木の  
剪定を平成28年度からの3  
か年計画で実施しており、  
平成30年度も引き続き最終  
年ということで実施します。

### 学校給食

次に、学校給食について  
申し上げます。

子どもたちにとつての学  
校給食は、身体の成長を促  
すばかりでなく、児童生徒  
が学校生活という特別な教  
育環境の中から解放され、  
楽しみな時間と、「食べる」  
という基本的な欲求を満た  
す時間でもあり、給食は、  
通学の励みとなっている側  
面もあると思っております。  
て、子どもたちにとつては  
貴重な時間と認識しており  
ます。

給食の提供に当たっては、  
安全・安心が求められるこ  
とから、平成30年度は食  
器・食缶洗浄機を更新して、  
衛生管理の徹底に努めます。

また、学校給食の質を高  
め、子どもたちがより身近  
に地域の食文化について理  
解を深めることができるよ  
う、地場産食材の購入費用  
について一部公費負担をし  
て、地場産食材による給食  
回数を増やすとともに食育  
の推進に努めます。



小学校給食風景

今後も引き続き、衛生管  
理、施設管理、食材の管理  
などの危機管理意識の向上  
を図るとともに、国内産の  
食材を中心とした献立作成  
に努め、新鮮でより安全な  
地場産の魚介類を使用し、  
美味しく魅力ある給食の  
提供に努めます。

## 社会教育の推進

次に、社会教育の推進について申し上げます。

社会教育活動は、幅広い階層にわたる教育分野で、取り分け学校教育との連携には重要な役割を果たしていくセクシヨンで、生涯にわたって学び、その学習成果を地域社会へ生かしながら充実した生活をしていただくため、町民一人一人があらゆる機会にあらゆる場所での学習することができ、その成果を適切に生かすことができるよう学習機会の拡充や学習情報の充実が重要であります。このことから、今までの取組等の評価と分析を行い、そして、町民のニーズを的確に捉え、町民が生涯にわたって自己を高めるための社会教育環境の充実に努めます。

具体的な取組としては、町民それぞれが生き生きとした生涯学習活動を送れるよう、各ライフステージに則した事業を展開します。

小学生はしかべっ子教室

を中心に、様々な活動を体験し、広い視野で世の中を見る「目と心」を養う事を目的に事業を展開します。



しかべっ子教室

中学生から高校生にかけては、ジュニアリーダー活動を中心に、今まで経験してきた多くの活動を糧に、将来の鹿部町を背負って立つリーダーとしての力を培うことを目的に事業を展開します。

新しく成人となる年齢層から、各職場などでの中核を担う世代の青年層に関しては、平成28年度に発足した鹿部青年活動隊を中心に、人口減少が続く町を活気づけ、その活動が継続的に発展できるように、支援及び働

きかけを行いながら事業を展開します。

その他、町民一人一人がより豊かな生涯学習生活を送るため、公民館講座及びエンジョイスポーツ等を中心に、新しい学び、活動へのきっかけづくりを提案します。

各教育関連団体への支援といったしましては、活動がより活発となるよう、良い相談役となりながら、各団体活動の継続・発展に努めます。

また、社会教育委員、読書推進委員、スポーツ推進委員とは、より良い社会教育の実現、発展に向け協議を重ねます。

また、本町の喫緊の課題として取り組んでおります子育て支援については、平成27年度から家庭が共働き世帯などにより、常時留守となつている小学生を対象に、放課後、安全で安心して過ごせるための放課後子供教室事業「鹿部キッズクラブ」が鹿部町らしい子育て支援策として定着しております。

また、平成29年度には、しかべ幼稚園長期休業中における預かり保育を試行実施して、大変好評をいた、いたことから、平成30年度は本格実施します。

今後も更なる子育て支援の充実を図りながら鹿部町らしいきめ細やかな事業を展開します。

## 施設及び設備等の整備

施設整備については、町民の健康維持・増進を目的に更に利便性の高い施設となるよう更新など実施し、利用者のサービス向上に努めます。

まず、総合体育館については、トレーニングルームにおけるランニングマシン、ロードレスバイクを更

新します。

コミュニティ・プールについては、プール水槽の内2コースに滑り止め塗布を行い、水中ウォーキングなど安全に利用できる環境づくりに努めます。

山村広場については、パークゴルフ場東屋のテールベンチなどを更新し、憩いの場となるよう改修します。

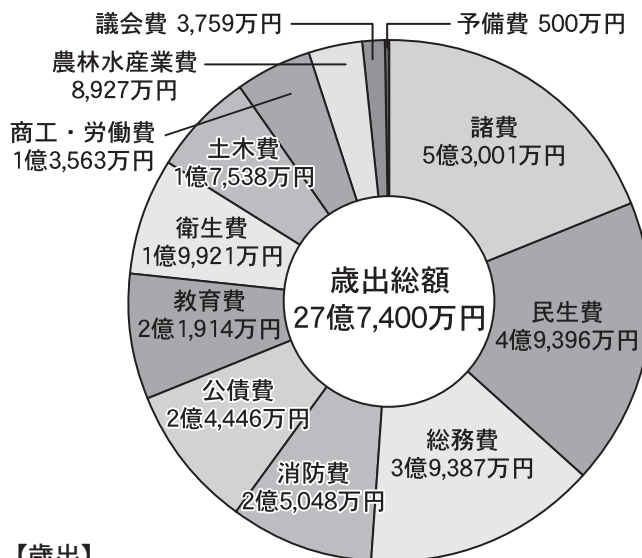
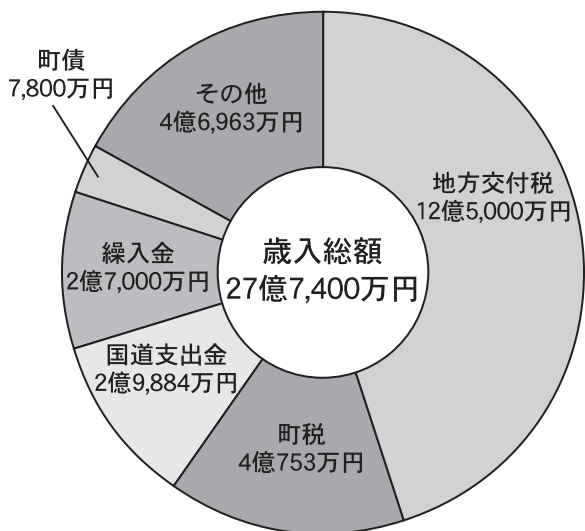
次代を担う人材の育成と生涯学習という幅広い所管から、学校、家庭、地域、更には各階層の関係団体並びに関係者と連携・強化を密にして教育行政を行いますので、町民皆様、議員各位の段階のご理解とご協力をいただけますよう心からお願い申し上げます。平成30年度の教育行政方針とします。



# 新 年 度 予 算

まちづくりの基礎となる、平成30年度の一般会計、特別会計（国保、介護、後期高齢者医療）、水道事業会計の予算が決まりましたのでお知らせします。

## 一般会計



### 【歳入】

- 地方交付税 国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税のそれぞれ一定割合を、一定の基準により国から交付される税です。鹿部町では歳入の約45.1%を占め、交付税に大きく依存しているといえます。
- 町税 住民税や固定資産税、軽自動車税や町たばこ税、入湯税をいいます。
- 国道支出金 まちが行う事業に対する国や北海道からの補助金です。
- 繰入金 積み立てした基金からの取崩しとして、公共施設整備基金で14,000万円、財政調整基金で13,000万円を繰り入れます。また、一般会計と特別会計間での現金の移動も行っています。
- 町債 まちの借金のことです。平成30年度では、漁場整備事業で360万円、J-ALERT新型受信機購入事業で310万円、臨時財政対策債で7,130万円の借入を予定しています。

### 【歳出】

- 諸費 主に職員の人件費をいいます。給料や職員手当など、共済費に要する経費です。
- 民生費 高齢者や障がい者、児童などの福祉に要する経費をいいます。
- 総務費 役場庁舎や財産管理、一般事務経費などに要する経費をいいます。
- 消防費 消防や災害対策などに要する経費をいいます。
- 公債費 まちが過去に事業を行うために借り入れたお金の償還金です。
- 教育費 教育委員会や小・中学校、幼稚園、社会教育などに要する経費をいいます。
- 衛生費 健康増進、火葬場、墓地、ごみ処理などに要する経費をいいます。
- 土木費 道路、河川、住宅などに要する経費をいいます。
- 商工・労働費 労働や商工業、観光、公園管理などに要する経費をいいます。
- 農林水産業費 農林・畜産・水産業に要する経費をいいます。
- 議会費 議会の活動や運営に要する経費をいいます。
- 予備費 予算外の支出や予算超過の支出に充てるものです。

## 特別会計・企業会計

会計名	予算額
国民健康保険事業勘定	7億8,581万円
介護保険事業（保険事業勘定）	3億4,647万円
介護保険事業（サービス事業勘定）	55万円
後期高齢者医療	5,881万円
水道事業	1億4,222万円

※水道事業会計は、収益的支出・資本的支出の総額

## 一般会計における主な事業

### ■福祉や医療

1	障害者自立支援給付事業	125,266千円
2	児童手当	54,480千円
3	子ども医療給付事業	17,314千円
4	いこいの湯運営事業	15,490千円
5	重度心身障がい者医療給付事業	11,660千円
6	予防接種事業	9,578千円
7	町民ニコニコ健診事業	4,697千円
8	がん検診推進事業	2,353千円
9	不妊治療費助成事業	700千円

### ■商工観光

1	しかべ間歇泉公園施設運營業務	27,556千円
2	しかべ間歇泉公園維持管理業務	23,906千円
3	しかべ海と温泉のまつり助成金	12,883千円
4	中小企業振興資金貸付金	10,000千円
5	鹿部商工会助成金	6,300千円
6	しかべ観光促進事業	5,770千円
7	観光PR事業	4,071千円
8	プレミアム付商品券発行事業補助事業	2,000千円

### ■道路・河川整備

1	除排雪作業委託料	40,249千円
2	駒ヶ岳演習場流末対策工事請負費	29,300千円
3	町道鹿部市街地線改良舗装工事請負費	12,900千円
4	鹿部川護岸補修工事請負費	12,000千円
5	本別川転落防止柵更新工事請負費	5,600千円
6	町道側溝清掃事業	5,000千円
7	道路附属物修繕工事請負費	3,000千円
8	鹿部川・本別川伐木及び草刈委託料	2,800千円

### ■町営住宅

1	折戸川団地解体事業	11,880千円
2	折戸団地外壁改修工事請負費	6,113千円
3	宮浜中央団地A棟電気温水器改修工事請負費	5,940千円
4	はまなす団地屋根改修工事請負費	4,590千円
5	はまなす団地敷地排水整備工事請負費	583千円

### ■水産業振興

1	漁場・試験調査事業	15,200千円
2	水産等人材育成支援事業補助金	6,000千円
3	漁業系廃棄物リサイクル施設 A棟屋根改修工事	5,120千円
4	ホタテウロ未利用資源有効利用 施設運営負担金	5,079千円
5	漁港管理委員会運営助成金	5,025千円
6	ナマコ資源保護事業	3,200千円
7	ウニ種苗放流事業	3,050千円

### ■教育

1	総合体育館運營業務	19,108千円
2	山村広場運營業務	12,790千円
3	食器食缶トレイ洗浄機購入費	4,452千円
4	車椅子用階段昇降機購入費	3,381千円
5	鹿部キッズクラブ事業	3,066千円
6	トレーニング機器購入費	2,862千円
7	園舎耐力度調査委託料	1,809千円

### ■消防防災

1	南渡島消防事務組合負担金	233,532千円
2	防災備蓄整備事業	5,102千円
3	J-ALERT新型受信機購入事業	3,149千円
4	消火栓の改修（3か所）	1,815千円
5	防災行政無線保守委託料	1,615千円
6	消火栓の新設（1か所）	1,480千円

### ■環境衛生

1	渡島廃棄物処理広域連合負担金	56,424千円
2	資源ゴミ・し尿等処理委託料	47,343千円
3	一般廃棄物収集運搬委託料	18,144千円
4	斎場及び墓地管理運營業務	15,167千円
5	汚泥再生処理センター基本設計等業務負担金	6,354千円
6	粗大ゴミ回収運搬委託料	3,475千円



カメライアイ

# 平成29年度 卒園式・卒業式特集

## 中学校卒業式 (3月15日) 卒業生30名 (男子15名・女子15名)



## 小学校卒業式 (3月19日) 卒業生26名 (男子13名・女子13名)



## 幼稚園卒園式 (3月16日) 卒園者25名 (男子16名・女子9名)





最近のできごとをお知らせします

【平成29年度鹿部町青少年健全育成町民のつどい】開催

平成30年2月28日(火)、中央公民館で、鹿部町青少年健全育成町民会議及び鹿部町PTA連合会主催の「鹿部町青少年健全育成町民のつどい」が開催されました。

「町民のつどい」は、青少年を健全に育成するために町民が一堂に会し、家族・学校・地域の果たす役割について共通理解を深めることを目的に開催しているもので、今年で32回目を迎えました。

当日は、小・中学生から寄せられた健全育成標語入選作品の表彰が行われた後、『言葉と会話とコミュニケーション』と題した講演会が、劇団イナダ組代表の稲田博氏により行われました。



平成29年度 健全育成入選標語

《優秀賞作品》

- 鹿部小学校6年 工藤 龍之介くん  
『あいさつは一日はじまる朝のかね』
- 鹿部小学校6年 宮本 莉々杏さん  
『考えよう 相手の目見て 未来見て』
- 鹿部中学校3年 佐藤 さくらさん  
『とらないで その子の笑顔と これからの』
- 鹿部中学校2年 中村 歩美さん  
『伝えたい 今、感じてる ありがとう』

《佳作作品》

- 鹿部小学校6年 松川 翔斗くん  
『おもいやり やさしい言葉 わすれずに』
- 鹿部小学校6年 加藤 音愛さん  
『笑顔咲く その一言は ありがとう』
- 鹿部小学校6年 杉本 沙菜さん  
『やっけない みてみぬふりも いじめ』
- 鹿部中学校2年 松平 真一くん  
『ポイ捨ては わが町こわす 第一歩』
- 鹿部中学校1年 松川 翔くん  
『いじめ見て 言わない自分も 悪い奴』
- 鹿部中学校1年 竹駒 真衣さん  
『やめようよ その一言で 救われる』



稲田氏による講演



健全育成標語入選作品表彰式

平成29年度老人クラブ連合会長杯ゲートボール大会開催



平成30年2月27日(火)、総合体育館で、「平成29年度老人クラブ連合会長杯ゲートボール大会」が開催され、3チーム14名が参加し、熱戦が繰り広げられました。

- 【優勝】 本別福寿会チーム
- 【準優勝】 宮浜長生会チーム
- 鹿部睦会チーム

選手の方々は一打一打真剣な表情でプレーし、練習の成果を発揮していました。結果は次のとおりです。



# 「平成29年度町民バドミントン大会」開催

平成30年3月1日(木)、8日(木)の2日間、総合体育館で鹿野町体育協会主催「平成29年度町民バドミントン大会」が開催されました。

大会は、一般の部とシニアの部に分けて行われ、熱戦が繰り上げられました。

一般の部はダブルス戦で、4チームによる総当たり戦を行いました。シニアの部では、10名でランダムにダブルスを組み、試合を行い、勝敗数で順位を決定しました。

結果は次のとおりです。

○一般の部

【優勝】平野 貴幸・

野田 慧汰ペア

○シニアの部

【優勝】久保田 憲子

【準優勝】伊藤 芳英

【第3位】佐々木 博



# 中央公民館が第70回優良公民館表彰「優秀館」を受賞

全国の公民館を対象とする第70回優良公民館表彰において、中央公民館が、全国の公民館のうち上位5館のみが選ばれる「優秀館」を受賞しました。

それに伴い、平成30年3月8日(木)、文部科学省で表彰式と事例発表会が行われました。事例発表会では、教育委員会職員が町の社会教育の取組を全国に向けて発信しました。

今後も中央公民館を拠点に、地域の活性化につながる教育活動を推進するよう努めますので、町民皆様のご協力をよろしくお願い致します。



# 「平成29年度春季町民バレーボール大会」開催

平成30年3月16日(金)、総合体育館で「平成29年度春季町民バレーボール大会」が開催され、8チーム約80名が参加しました。

試合は、予選リーグ、決勝トーナメントで行われ、どの試合も熱戦が繰り上げられました。結果は次のとおりです。

【優勝】うーろん

【準優勝】ほぼアラフォー

【第3位】RISE



# 災害対応特殊水槽付消防ポンプ車が配置されました！

南渡島消防事務組合鹿部消防署に災害対応特殊水槽付消防ポンプ車1台が配置されました。

この消防ポンプ車は2トンの水を積載することができ、従来の水を使用した消火に加え、水に泡消火剤と空気を混合することで消火能力を向上させる機能を持っています。

また、消防用資機材を搭載し、多種多様な災害に対応することが可能です。

今後、町内で火災などの災害が発生した場合はこの消防ポンプ車が現場で活躍することになります。





ほ けん し

# こんにちは保健師です。

今月の担当は、平野 悠です。

## 平成30年度健診日程のお知らせ

当町では、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に、次の日程で健診を行います。生活習慣病は、痛みなどの自覚症状がなく動脈硬化を進行させ、心臓病や脳血管性疾患などの命にかかわる病気を引き起こします。これからも元気で生活するため、年に一度は健診を受け、健康状態を確認し、病気を予防しましょう。

### 1 集団健診

健康診断名	月 日	受付時間	場 所	内 容	申込受付期間
<b>町民ニコニコ健診</b> ・特定健診 (40歳以上74歳以下 の国保加入者 の方が対象) ・一般健診 (20歳以上39歳以下 の方が対象) ・後期高齢者健診 (75歳以上の方が 対象)	平成30年 6月27日 (水)	9:00~11:00	大岩地域会館	基本健診 (身体測定、 血圧測定、血液検査な ど)、結核・肺がん検診、 前立腺がん検診、肝炎 検査、エキノコックス 症検査	平成30年 5月22日 (火) ~ 6月5日 (火)
	平成30年 6月28日 (木)	9:00~11:00	中央公民館		
		13:00~15:00 17:00~18:30			
	平成30年 6月29日 (金)	9:00~11:00 13:00~15:00	本別中央会館		
	平成30年 11月8日 (木)	9:00~11:00	本別中央会館		平成30年 10月16日 (火) ~ 10月30日 (火)
平成31年 2月14日 (木)	9:00~11:00	中央公民館	平成31年 1月17日 (木) ~ 2月7日 (木)		
※町民ニコニコ健診は、平成30年4月から平成31年3月までのうち1回、受診をすることができます。 ただし、町民ニコニコ健診は、鹿部町国民健康保険加入者対象の「生活習慣病予防健診」及び後期高齢者医療制度加入者対象の「日帰り人間ドック」と重複して受診できませんのでご注意ください。生活習慣病予防健診、後期高齢者医療制度被保険者日帰り人間ドックの実施時期は、6月頃にご案内します。					
歯科健診	平成30年 6月28日 (木)	9:30~11:00	中央公民館	歯科医師による診察・ 相談	平成30年 5月22日 (火) ~ 6月5日 (火)
骨粗しょう症検診	平成30年 6月28日 (木)	13:00~15:00	中央公民館	超音波検査	平成30年 5月22日 (火) ~ 6月5日 (火)
胃がん検診	平成30年 6月5日 (火)	6:00~9:30 (30分毎の予約制)	鹿部会館	胃バリウム検査、ピロ リ菌抗原便検査 (胃バ リウム検査とセットの 検診となります。自宅 で便を取り、便の中に ピロリ菌がないか検 査します。)	平成30年 5月10日 (木) ~ 5月17日 (木)
	平成30年 10月23日 (火)				平成30年 9月20日 (木) ~ 10月4日 (木)



健康診断名	月 日	受付時間	場 所	内 容	申込受付期間
大腸がん検診	胃がん検診と同時実施	6:00~9:30	鹿部会館	便潜血反応検査（2日間、自宅で便を取り検査します。）	胃がん検診の申込受付期間
	町民ニコニコ健診と同時実施	町民ニコニコ健診の各受付時間内	各健診会場		健診の各申込受付期間
簡易脳検診	平成30年8月から平成31年3月までのうち病院が指定した日（予定）	午後（予定）	函館新都市病院	頭部MRI、血圧測定、頭部MRA、頸部X線、血液検査、尿検査	6月中（予定）

※平成30年度から、集団子宮がん・乳がん検診は、個別子宮がん検診、個別乳がん検診として実施します。個別乳がん検診の詳細については、後日、広報しかべでご案内します。

## 2 個別検診

### ○個別子宮がん検診

- 1 対 象 西暦で偶数年生まれの満20歳以上の女性町民の方
- 2 検診期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 検診場所 函館市内の産婦人科※病院への送迎はありません。
- 4 申 込 み 随時、申込みを受け付けています。申込後に受診券を発行します。
- 5 検査料金 子宮頸部がん検診 1,700円  
子宮頸部・体部がん検診 2,500円  
※生活保護世帯の方及び満70歳以上の方は無料です。



※お問い合わせ先 役場保健福祉課保健推進係（TEL：7-5291）

# しかべ間歇泉わくわくセンター！！ 開催のお知らせ！

### ○開催日時

平成30年4月22日（日）午前11時から午後2時まで

### ○イベント内容

鮮魚の販売や特産品の試食、特産品オリジナルメニューの試食など

### ○町内無料送迎バス

運行時間などについては、平成30年4月21日（土）の新聞（日本経済新聞を除く）折込みチラシをご確認ください。

### ○お問い合わせ先

- ・ イベント内容について  
道の駅しかべ間歇泉公園（TEL：7-5655）
- ・ 町内無料バスについて  
役場観光商工課（TEL：7-5293）



### 今月の食材



おいしい試食や楽しいイベントを実施します。

※雨天、荒天などにより、イベント内容を変更する場合があります。ご了承ください。

## 介護保険料のお知らせ

# 平成30年度からの介護保険料について

介護保険料は、介護サービスに係る費用の見込額や65歳以上の方の見込人数などに応じて3年ごとに見直されます。当町では平成27年度に保険料を改定しましたが、平成30年度は保険料の改定は行わず、保険料の基準額（月額）を4,800円に据え置きします。

保険料は介護保険制度を運営していくための大切な財源です。介護が必要となったときに安心してサービスが利用できるよう保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

### ■平成30～32年度の介護保険料

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者又は世帯全員が町民税非課税の方で本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の方	※1 0.45	25,920円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、 本人の合計所得+課税年金収入が80万円以上120万円以下の方	0.75	43,200円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、 本人の合計所得+課税年金収入が120万円を超える方	0.75	43,200円
第4段階	本人が町民税非課税及び他の世帯員が課税対象で、 本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の方	0.90	51,840円
第5段階	本人が町民税非課税及び他の世帯員が課税対象で、 本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超える方	基準額 1.00	(月額4,800円) 57,600円
第6段階	本人が町民税課税対象で、合計所得が120万円未満の方	1.20	69,120円
第7段階	本人が町民税課税対象で、合計所得が120万円以上200万円未満の方	1.30	74,880円
第8段階	本人が町民税課税対象で、合計所得が200万円以上300万円未満の方	1.50	86,400円
第9段階	本人が町民税課税対象で、合計所得が300万円以上の方	1.70	97,920円

※1 介護保険制度の改正を受け、公費の投入により、第1段階の保険料負担の軽減を行います。(保険料率0.5→0.45)

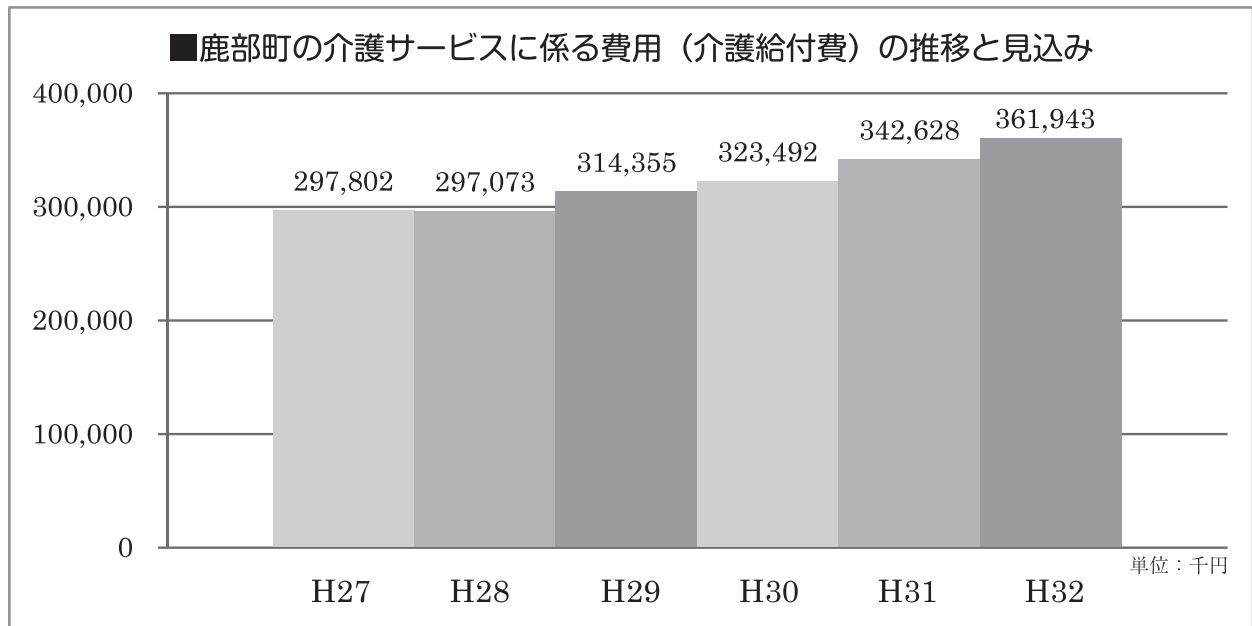
介護保険料は、被保険者及びその世帯員の前年の所得状況（課税状況）によって、所得段階を区分します。平成30年度の介護保険料の所得段階は、6月に確定した本人や世帯の平成30年度町民税の課税状況（平成29年中の所得）などを基に算定します。

## ■65歳以上の方の保険料の算出方法について

次のとおり介護保険料基準額（一人あたりの平均的な保険料）を算出し、これを基に所得段階ごとの保険料が決定します。

### （１）今後３年間で必要な介護サービスにかかる総費用を推計します。

全国的に介護サービスにかかる費用（介護給付費）は年々増加し、当町においても増加しています。今後３年間についても、高齢化に伴う介護サービス利用者（要介護等認定者）の増加などにより、さらに増加していくことが見込まれます。



### （２）65歳以上の方の負担は23%となります。

介護サービスにかかる費用の負担割合は下図のとおりです。

65歳以上の方の負担分は23%となっており、この23%分を保険料として納めていただくこととなります。

#### ■介護サービスに係る費用（介護給付費）の負担割合

負担区分	介護保険料（50%）		公 費 分（50%）			
	40歳以上 65歳未満	65歳以上	鹿部町	北海道	国 定率分	調整交付金
負担割合	27%	23%	12.5%	12.5%	20%	5%

### （３）65歳以上の方の人数で割ります。

介護サービスにかかる費用の23%を、今後３年間の65歳以上の方の見込人数で割ります。これにより介護保険料基準額が算出されます。

**算出した介護保険料基準額は、57,600円となります。**

※平成30年度の介護保険料の通知は平成30年7月中旬に送付します。

※ただし、特別徴収（年金天引き）により保険料を納めている方は、平成30年4月中旬に平成30年6月と平成30年8月支給の年金における特別徴収額をお知らせします。



**【特集】 連載 第3回**

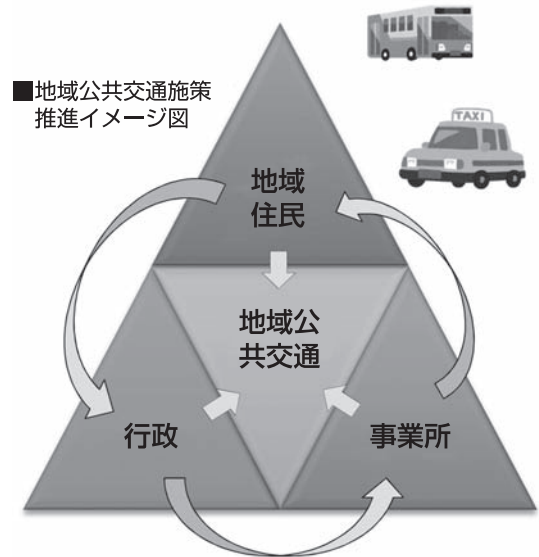


連載第3回は、「地域公共交通フォーラム」のほか、「対話ミーティング」による皆さんからのご意見などを踏まえ、平成30年度の地域公共交通施策の方向性について、お知らせします。

**1 施策の推進に向けた基本事項**

平成29年12月に開催された「地域公共交通フォーラム」において、名古屋大学大学院環境学研究科の加藤博和教授から「地域の交通は地域自らづくり・守り・育てる」ことについてご講演いただき、参加者からも「地域交通は自ら考えなければならない」といった声をいただきました。

また、役場内での検討会においても、「地域」とともに、必要な施策を検討していくことで方向性を定め、当町では「地域」の声を踏まえた地域公共交通の施策を推進することになりました。



**2 平成30年度の取組 (案)**

平成30年度においては、地域のニーズを把握し、鹿部町にふさわしい地域公共交通を目指し、実証検証や地域住民や交通事業者などが参加する地域公共交通会議（仮称）を設置するなど、より具体的な施策を検討していきます。



**地域住民や  
事業所とともに推進**

連載特集「町にとって“やさしい”地域公共交通を考える」は、この回をもって連載を終了しますが、事業の推進状況や利用啓発などについて、今後も広報しかべでお知らせします。

また、地域公共交通について意見などがございましたら、役場企画振興課（Tel：7-5297）にご連絡いただくか、役場及び本別中央会館に設置している「意見・提案箱」をご活用ください。

## 引っ越しの際は住所の異動手続を忘れずに！

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、**国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録**などにつながる大切な手続です。進学・就職・転勤などによる引っ越しで、住所を異動される方は、市区町村の窓口で「**正確な住所の届出**」をしましょう。

### ◆ 引っ越しの際は、住民票の異動の届出をしましょう！

- ・他の市区町村に転出・転入される場合

引っ越し前  
の市区町村

《転出前に》  
転出届を提出して転出証明書を受け取ります。



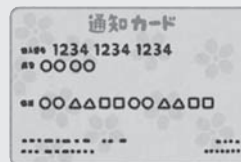
引っ越し先  
の市区町村

《転入した日から14日以内に》  
転出証明書を添えて転入届を提出してください。

- ・同一の市区町村内で転居される場合

お住まい  
の市区町村

《転居した日から14日以内に》  
転居届を提出してください。



### ◆ マイナンバーの「通知カード」、「マイナンバーカード」、「住民基本台帳カード」の住所変更の届出もお忘れなく！

転入届の際に、これらのカードをお持ちください。

### ◆ 投票は、選挙人名簿に登録されている市区町村ですることができます！

お住まいの市区町村で投票するためにも、忘れずに住所の異動手続をしましょう。

### ※お問い合わせ先

住所の異動手続などについて 役場民生課戸籍係 (TEL: 7-5290)

選挙人名簿や投票などについて 鹿部町選挙管理委員会 (TEL: 7-2111)

### ～選挙に関するよくあるQ&A～

Q

引っ越ししたら、どこで投票ができるの？

A.

新住所地に引っ越ししてから3か月経過していれば、新住所地で投票できます！  
※3か月は、転入した日から起算します。

Q

引っ越しして3か月経たずに選挙があるときは、投票できないの？

A.

引っ越し前の住所（旧住所地）に3か月以上住んでいたのであれば、旧住所地で投票できます！

Q

旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

A.

不在者投票制度を活用できます！ 不在者投票制度は、選挙期間中、仕事や旅行などで選挙人名簿に登録されている住所地で投票できない方が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票できる制度です。

# 新しい国民健康保険制度が始まります

～平成30年4月から道民の皆さんで国保を支え合います～

・ **なぜ、国民健康保険制度の見直しが必要なの？**

これまでの国民健康保険制度は、被保険者に高齢者が多いことや、医療費が高いため、低所得者の方の負担が大きいなどの問題を抱えていて、一人当たりの保険税負担が高くなる傾向にありました。

また、小さな町での国民健康保険の運営は、少しでも医療費が上がると、急激に保険税負担が上昇してしまうなど、運営に限界があります。

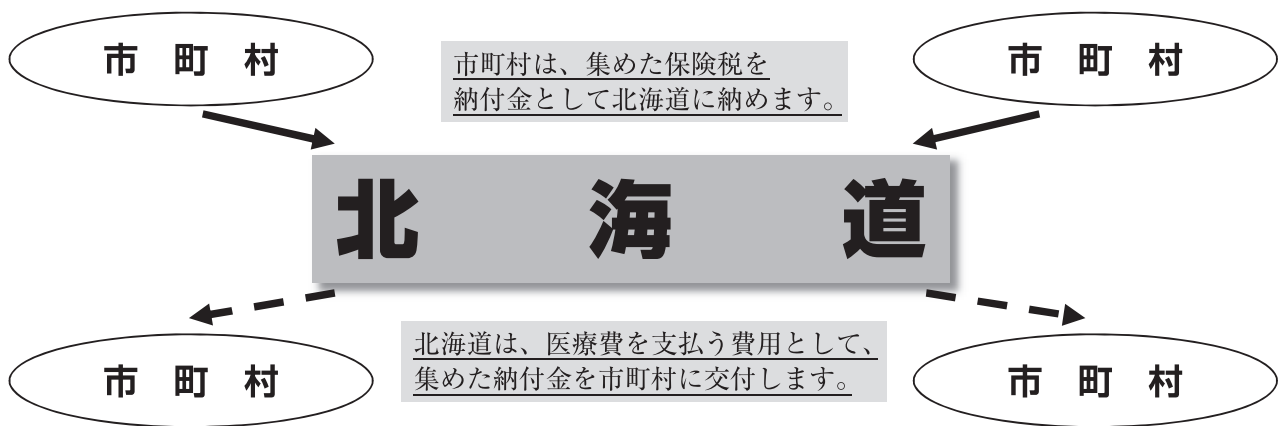
このような現状から、国民健康保険制度を安定した制度とするため、運営を各市町村から北海道に移行することになりました。

・ **北海道が財政運営の中心となります。**

国民健康保険の運営を小さな市町村から、大きな北海道にすることによって、医療費が増加した場合、急激な保険税の上昇を防ぐことができ、安定した運営をすることができます。

・ **市町村はこれまでどおり、身近な窓口として機能します。**

保険税の決定や徴収、保険証の発行、高額療養費などの申請などは、これまでどおり市町村が行いますので、制度が変わっても、被保険者の方々への影響はありません。



※北海道に納める納付金は、各市町村の医療費や、被保険者の所得によって算定されます。医療費が下がれば、納付金が下がりますので、保険税率の上昇を抑えることにつながります。医療費を抑えるには、ジェネリック医薬品を利用することなどがあります。当町のジェネリック医薬品の利用率は65.3%です。(平成29年11月現在) 渡島管内の平均利用率は70.8%で、国の目標は80%となっています。

※お問い合わせ先 役場民生課健康保険係 (TEL: 7-5290)

～町政について一緒に語らしましょう～

## 語らい町長室

開かれた身近な町政づくりを進めるため、町民皆様の声に耳を傾け、対話を深めることを目的に、毎月1回、町長室を開放します。平成30年4月の開放予定日をお知らせしますので、町長室にお越しになる方は事前に、総務・防災課へ申込みください。

■平成30年4月の開放予定日 4月19日(木) 午後5時30分から午後7時まで

※お問い合わせ先 役場総務・防災課 (TEL: 7-2111)



## 学生の国民健康保険被保険者証について

### ○進学するお子さんがいる方へ

国民健康保険に加入しているお子さんが進学のため、扶養者である親元を離れて生活する場合には、引き続き当町の国民健康保険に加入することになります。

進学するお子さんの被保険者証を交付するための届出をしてください。

#### 【届出に必要なもの】

- ・印鑑
- ・在学証明書又は学生証（コピー可）  
（学生証のコピーを提出する場合には、両面コピーをお願いします。）

※届出は学生本人ではなく、世帯主の方でもできます。

### ○学生の被保険者証をお持ちの方へ

現在、学生の被保険者証をお持ちの方は、有効期限が4月1日までとなっています。有効期限を過ぎると国民健康保険の資格を喪失することになります。

4月1日以降も学生で、引き続き当町の国民健康保険に加入する場合は、4月1日以降に届出をしてください。届出をしない限り保険証は送付されません。

#### 【届出に必要なもの】

- ・印鑑
- ・在学証明書又は学生証（コピー可）  
（学生証のコピーを提出する場合には、両面コピーをお願いします。）

※届出は学生本人ではなく、世帯主の方でもできます。

※お問い合わせ先 役場民生課健康保険係（Tel：7-5290）



### ～こんなときには届出が必要です。～

国民健康保険の加入又は脱退には、必ず届出が必要となりますので、事由が発生してから14日以内に届出をしてください。次のような場合に、届出が必要となります。

加入するとき	脱退するとき
1 他の市区町村から転入したとき	1 他の市区町村へ転出したとき
2 職場の健康保険などの資格がなくなったとき	2 職場の健康保険などに加入したとき
3 生活保護を受給しなくなったとき	3 生活保護を受給するとき

## 山菜採りによる事故を防ぐために

慣れた山でも、山菜採りに夢中になると「隠れた危険」がありますので、次のことを心がけて山菜採りを楽しみましょう。

### ～山菜採りの心構え 5 か条～

- 1 家族などに行き先と帰宅時間を知らせましょう。  
「自分だけの秘密の場所だから」では、万一の場合、捜索が遅れることになります。  
行き先、帰宅時間などを必ず家族などに知らせてから出かけましょう。
- 2 単独での入山を避け、2人以上で声をかけあい位置を確認しましょう。  
万が一迷ったら、1人では救助を求めることもできません。  
2人以上で入り、たえず声をかけあい、お互いの位置を確認し合うことが大切です。
- 3 服装は目立つ色にしましょう。  
赤や黄色、蛍光色の服装がよく目立ち、万一の場合には、救助隊やヘリコプターから発見されやすくなります。  
また、ヘリコプターへの合図は、タオルなどを振ることや鏡の反射光が有効です。
- 4 携帯電話や非常食、熊除けのための鈴やラジオなどを携行しましょう。  
鈴や笛、ラジオなど音の出るものは、熊除けや自分の位置を知らせるのに役立ちます。  
あめ玉やチョコレート、ビスケットなどは非常食になるので携行しましょう。  
また、非常時の連絡用として携帯電話も携行しましょう。
- 5 迷ったときには無理をせず、落ち着いて行動しましょう。  
迷ったときにはむやみに歩き回らず、体力の消耗を抑え、落ち着いて捜索隊を待つなど慎重な対応が必要です。万一の場合、家族などから捜索願が出され、捜索隊が救出に向かいますので、発見されやすい視界の開けた場所、野宿に適した場所を早めに探ることが大切です。

### ～ヒグマに注意！！～

- 山に入る前には、熊の出没情報に気をつけましょう。
- 「熊の出没注意」の看板のある場所には入らないようにしましょう。
- ヒグマに人の存在を早めに知らせるため、鈴やラジオで音を立てるなどの工夫をしましょう。
- ヒグマの足跡や糞を見たときは、すぐに引き返しましょう。

## 森林を伐採するとき・所有したときは届出が必要です

### ～森林を伐採するときには事前の届出が必要です～

森林法の規定により、自分の森林であっても自由に伐採することはできません。

森林を伐採する場合は、森林の適切な取扱いの推進のため、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出が必要となります。(伐採する場所によっては、届出が不要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。)

なお、届出をしないで伐採した場合、100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

【届出対象者】

伐 採 者	届 出 者
森林所有者（自分で伐採）	森林所有者
森林所有者から立木を買い受けた業者（又は伐採を請け負った業者）	森林所有者及び業者の連名

## 【届出時期】

伐採しようとする日の90日前から30日前までの間に届出が必要です。

## 【添付書類】

位置図（伐採しようとする箇所がわかる図面）、面積を確認するための図面など

## 【その他】

保安林や開発行為（1ヘクタールを超えるもの）に伴う伐採については、許可申請を行うなど別途手続が必要となります。

## ～森林の所有者届出制度～

森林法の規定により、森林の土地所有者となった方は役場への事後届出が義務付けられています。届出をしない又は虚偽の届出をした場合は、10万円以下の罰金に処せられる場合があります。

## 【届出対象者】

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

## 【届出時期】

土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地のある市町村に届出をしてください。

## 【添付書類】

位置図（所有する土地がわかる図面）、  
所有する土地の登記事項証明書又は届出の原因を証明する書面

※お問い合わせ先 役場水産経済課農林係（Tel：7-5298）

## 空き地及び森林所有者の方々へ

空き地は、管理を怠ると雑草などが繁茂し、害虫の発生や不法投棄などにより、近隣の生活環境が損なわれる恐れがあります。

空き地の所有者は、定期的に雑草を刈り取るなど、適正な管理に努めるようお願いします。

また、森林の荒廃に起因する自然環境の悪化や災害の原因を防止するため、空き地と同様に、適正な管理に努めるようお願いします。



### 町広報誌に広告を 掲載してみませんか？

●お申込み・お問い合わせ：役場総務・防災課広報統計係（Tel：7-2111）





## 鹿部消防署からのお知らせ

### 【平成30年春の全道火災予防運動の実施について】

全国統一防火標語：『火の用心 ことばを形に 習慣に』

平成30年春の全道火災予防運動が平成30年4月20日（金）から平成30年4月30日（月）まで実施されます。

この時期は空気が乾燥し、風の強い日が多いため、一度火災が発生すると被害が大きくなる危険性が高くなります。まだまだ寒い日が続きますので、暖房器具などの火気の取扱いには十分注意し、火災のない町づくりにご協力をお願いします。



### 【住宅用火災警報器の維持管理について】

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどにより、火災を感知しなくなることがあります。定期的に作動確認し、10年を目安に電池の交換又は警報機本体の交換を行いましょう。

#### ○設置時期を調べるには

火災警報器を設置したときに記入した「設置年月日」又は本体に記載されている「製造年」を確認してください。

#### ○作動確認のやり方

##### 定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ヒモを引き、定期的  
に作動確認しましょう。



作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。電池の交換又は警報器本体を交換しましょう。

##### 古くなったら交換



火災警報以外で  
警報が鳴った場合



警報器本体の故障か電池切れです。電池の交換又は警報器本体を交換しましょう。

### 【住宅用火災警報器の設置状況アンケート調査へのご協力について】

鹿部消防職員が住宅用火災警報器の設置状況を把握する目的で、電話などによりアンケート調査を実施していますが、これは販売行為ではありませんので、調査へのご協力をお願いします。

※お問い合わせ先 鹿部消防署（TEL：7-3331）

# 家庭生ごみ減容化容器等購入費補助金制度について

コンポスター容器や機械式生ごみ処理機などを購入された方を対象とした購入費の補助を昨年度に引き続き平成30年度も実施します。補助の内容は、次のとおりです。

## 1 補助金の交付対象となる減容化容器

### ①コンポスター容器など（1世帯2基まで）

生ごみの減量又は堆肥化に用いる100リットル以上230リットル以下の容器で、水分が地中に浸透する若しくは微生物を利用し室内において使用可能なものであり、悪臭や害虫などが発生しない構造及び材質のもの。

### ②機械式生ごみ処理機（1世帯1台まで）

生ごみを電気により加熱する構造で、冬期間においても使用可能である乾燥型及び微生物分解型のもの。

## 2 補助金の交付対象者

- ①町内に住所を有し、居住していること。
- ②町内の販売店から購入していること。
- ③購入した容器又は処理機を常に良好な状態で維持管理できること。

## 3 補助金額

- ①コンポスター容器など 購入金額の2分の1（上限額3千円）
  - ②機械式生ごみ処理機 購入金額の2分の1（上限額4万円）
- ※補助金額は、100円未満切り捨てとなります。

快適な住環境の維持や家庭におけるごみの減量策の一環として、皆さんもこの機会に生ごみの減容化容器などの購入を検討されてみてはいかがでしょうか。



※お問い合わせ先 役場民生課生活環境係 (Tel: 7-5290)



### 【2月のゴミ回収量（一般ゴミ）】

全体 61.99 t (昨年度同月回収量62.04 t 約0.08%減)  
 内訳 焼却処分 46.26 t、リサイクル 15.41 t、埋立処分 0.32 t

## 鹿部町内不法投棄等監視パトロール実施中！！

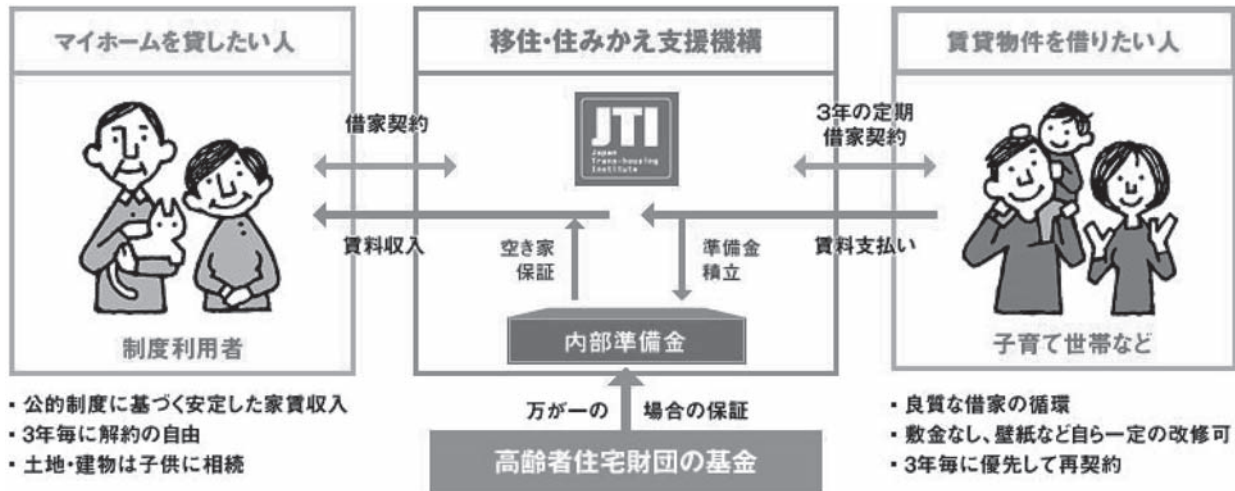
～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はこれを併科に処せられます。

## 「マイホーム借上げ制度」で持ち家を有効活用しませんか？

当町では、移住・住みかえ支援機構（JTI）と連携して、空き家対策・住みかえ支援事業『マイホーム借上げ制度』の情報提供を開始します。この制度では、シニア世帯（50歳以上）の方のマイホームをJTIが借り上げて子育て世帯などに転貸し、安定した賃料収入を保証するものです。所有するマイホームの賃貸を検討されている方は、役場企画振興課へご相談ください。利用条件は次のとおりです。

- 利用条件■
- ・日本国内に住宅をお持ちの50歳以上の方
  - ・住宅に一定の耐震性が確保されていること など



※お問い合わせ先

制度の概要について：役場企画振興課（TEL：7-5297）

制度活用や具体的相談：一般社団法人・住みかえ支援機構（TEL：03-5211-0757）

## 税務署からのお知らせ

### ■確定申告書の内容の訂正方法

確定申告書を提出後、計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。

【税額を多く申告していたとき】

「更正の請求書」を提出してください。法定申告期限から5年以内（平成25年～29年分が対象）の場合は訂正ができます。

【税額を少なく申告していたとき】

「修正申告書」を提出してください。税務署長の更正があるまではいつでも申告できます。

※修正申告によって納める税額には、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。また、修正申告をする場合や税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

### ■確定申告を忘れていた場合

確定申告を忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要がある方が、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定する場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

### ■振替納付日のついて

平成29年分の確定申告の振替納付日は、次のとおりです。

- ・所得税 平成30年4月20日（金）
- ・消費税 平成30年4月25日（水）

### ■期限内に納付できなかった場合は延滞税がかかります

期限内に納付できなかった場合や振替口座の残高不足などで振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。

※お問い合わせ先 函館税務署（TEL：0138-31-3171）



# 「平成30年度鹿部町シルバーカレッジ」受講生募集!

- 1 目 的 町内在住の60歳以上の方が、教養、技能などの学習を通し、その年齢にふさわしい社会的能力を高めるとともに、仲間づくりの輪を広げ、健康で生きがいのある生活を送ることができる機会をつくります。
- 2 参加対象 町内在住で60歳以上の方
- 3 主 催 教育委員会

## 4 年間学習スケジュール予定（年間12回開催）

月 日	内 容	時 間	場 所
4月19日（木）	開講式 & 健康体操	10：00	中央公民館
5月2日（水）	函館美術館見学 & 観桜会	9：00	函 館 市
6月21日（木）	防災施設見学&防災講演会	10：00	鹿 部 町 内
7月2日（月）	幼稚園交流 & 給食試食会	10：00	幼 稚 園
7月26日（木）	海上自衛隊見学 & 昼食会	9：00	函 館 市
9月6日（木）、7日（金）	修学旅行		岩 手 県
10月18日（木）	日本銀行見学 & 昼食会	9：00	函 館 市
11月15日（木）	管理栄養士による栄養講座	10：00	中央公民館
12月13日（木）	季節の飾りをつくろう	10：00	中央公民館
平成31年1月19日（土）	新春芸術鑑賞会	14：00	中央公民館
平成31年2月21日（木）	シルバーカレッジ交流会	9：00	森 町
平成31年3月20日（水）	閉講式 & 函館協会病院講演会	10：00	中央公民館

（年間12回開催）

※学習内容及び日程は、都合により一部変更になる場合がありますのでご了承ください。

- 5 募集期間 平成30年4月2日（月）から4月12日（木）まで（土日を除く）  
（受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで）
- 6 定 員 定員なし
- 7 参 加 料 2,000円（申込みの際にお支払いください。）
- 8 受 講 料 講座の内容によっては別途受講料をいただく場合があります。
- 9 申 込 方 法 登録申請書に必要事項をご記入のうえ、教育委員会（中央公民館窓口）へ提出してください。  
※募集開始前及び終了後の申込みはできませんのでご了承ください。

※お問い合わせ先 教育委員会生涯学習課（TEL：7-3124）



## 鹿部町食生活改善推進協議会だより

平成30年3月21日（水）、中央公民館において町内の小学生とその保護者の方を対象に「おやこ食育料理教室」を開催しました。当日は、36名の方が参加し「自分で作れる楽しいランチ」をテーマに、ポケットサンド、王様のスープ、魔法のからあげ、カラフルパフェの4品を実習しました。

参加された方は、食生活改善推進員からの調理の基本を教わりながら、親子やお友達同士で楽しく実習し、料理を完成させることができました。食生活改善推進協議会では、今後も食育に関する教室を実施する予定ですので、ぜひご参加ください。



### ポケットサンドの作り方

**《材料》 4人分**

- ・食パン（5枚切） 4枚
- ・ゆでたまご 2個
- ・レタス 40g
- ・きゅうり 20g
- ・トマト 60g
- ・マヨネーズ 大さじ1と1/2

**《1人分の栄養価》**

- エネルギー：290kcal
- 食塩相当量：1.2g
- たんぱく質：10.9g
- 脂 質：10.0g



**《作り方》**

- 1 食パンを半分に切り、切り込みを入れます。レタスを手でちぎり、食パンにはさみやすい大きさにします。トマトを薄い半月切りにし、きゅうりを、みじん切りにします。ゆでたまごは、殻をむいてみじん切りにします。
  - 2 ボウルにきゅうりとゆでたまごを入れ、マヨネーズを加えて混ぜて、たまごサラダを作ります。
  - 3 食パンにレタス、トマト、2のたまごサラダをはさみ完成です。
- ※たまごサラダの代わりに、からあげ、ツナマヨネーズ、ハムとチーズなどをはさむのもおすすめです！！

偶数月に掲載

図書室発 → あなた行き



中央公民館図書室だよ

4月23日～5月12日は「こどもの読書週間」  
＜期間中、高校生以下の方の貸出冊数を5冊→10冊に!!＞

「こどもの読書週間」は1959年（昭和34年）につくられました。幼少期から本にふれあい、物事を正しく判断する力を身に付けておくことは、子どもが大きくなるうえでとても大切なことです。中央公民館図書室では、期間中、0歳から高校生までの方の貸出冊数をいつもの倍の10冊に増やすキャンペーンを行います。新しい絵本、児童書もたくさん入荷しました。この機会にぜひご利用ください！

### 絵本コーナーリニューアルのお知らせ



皆さんにより多くの絵本を読んでもらうよう、絵本コーナーをリニューアルしました。絵本を7つのジャンルに分け、いままでよりも見つけやすくなりました。ジャンルは背表紙のシールで見分けることができます。



- 【赤】 せかいの絵本    【青】 にほんの絵本    【黄】 たべものの絵本    【緑】 のりものの絵本
- 【紫】 きせつ・ぎょうじの絵本    【茶】 まなび・あそびの絵本    【グレー】 よみきかせの絵本

## 新刊情報

2月・3月の新刊

- ◎ 騙し絵の牙    塩田 武士
- ◎ 名医の身心ことはセラピー    上月 正博
- ◎ 人は血管から老化する    池谷 敏郎
- ◎ 365日のほん    辻山 良雄
- ◎ 不死身の特攻兵    鴻上 尚史

2月・3月の新刊（児童書）

- ◎ 落語少年サダキチ    田中 啓文
- ◎ 謎新聞ミライタイムズ    佐東みどり
- ◎ おしりたんてい    ト ロ ル
- ◎ 銭天堂ふしぎ駄菓子屋    廣嶋 玲子
- ◎ 日本の世界遺産    山口正監修





### 夏休み海外研修交流事業 参加者募集

公益財団法人国際青少年  
研修協会では、夏休み海外  
研修交流事業の参加者を募  
集しています。体験を通し  
て、お互いの理解や交流を  
深め、国際性を養うことを  
目的に実施します。

ひとりで参加する方が7  
割以上、初めて海外に行く  
方も多く、全国から参加す  
るお友だちとの出会いも楽  
しみのひとつです。仲間づ  
くりのためのサポートもし  
ますので、安心してご参加  
いただけます。

#### ○内容

ホームステイ、ボランテ  
ィア体験、文化交流、学  
校体験、英語研修、地域  
見学、野外活動など

#### ○研修国

アメリカ、イギリス、  
オーストラリア、カナダ  
、サイパン、シンガポール  
、フィジー、フィリピン

#### ○日程

平成30年7月26日(木)から  
平成30年8月16日(木)まで  
の内8〜18日間  
※コースにより異なります。

#### ○対象

小学校3年生から

高校3年生までの方  
※コースにより異なります。  
参加費  
24万8千円〜59万円  
※コースにより異なります。  
また、早期申込み割引も  
ありますので、詳細につい  
てはお問い合わせください。

○申込み期限  
コースにより異なります  
ので、お問い合わせください。

※お問い合わせ先  
公益財団法人国際青少年研  
修協会  
Tel..03-6417-9721

### 国税専門官募集

札幌国税局では、国税專  
門官を募集しています。

平成30年度の採用試験の  
概要は次のとおりです。

#### ○受験資格

①昭和63年4月2日から平  
成9年4月1日までに生  
まれた方

②平成9年4月2日以降に  
生まれた方で大学を卒業  
する見込みの方など

#### ○申込受付期間

平成30年4月11日(木)まで  
※インターネットにより  
申込みください。

#### ○申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

#### ○第1次試験

平成30年6月10日(日)  
※基礎能力試験、専門試  
験(多肢選択式及び記述  
式)

#### ○第1次試験合格発表日

平成30年7月3日(火)

#### ○第2次試験

平成30年7月12日(木)から  
平成30年7月19日(木)まで  
のうちの指定日  
※人物試験及び身体検査  
○最終合格発表日  
平成30年8月21日(火)

※お問い合わせ先  
札幌国税局人事第2課  
Tel..011-231-5011

### 平成30年度 保険料率改定のお知らせ

協会けんぽ北海道支部で  
は、加入者の方を対象に保  
険料率を改定します。

平成30年3月分(5月1  
日納付期限分)から健康保  
険料率は、10.25%(プラ  
ス0.03%)、介護保険料  
率は、1.57%(マイナス  
0.08%)となります。

保険料率の引上げに関し  
て、ご理解いただくようお  
願いします。

※お問い合わせ先  
全国健康保険協会北海道支部  
Tel..011-726-0352

### 平成30年度 協会けんぽ健診のご案内

協会けんぽ北海道支部で  
は、年度内に1回、加入者  
の皆さんの健診費用の一部  
を補助しています。

35歳から74歳までの被保  
険者(ご本人)の方には、  
がん検診を含めた充実した  
健診項目の「生活習慣病予  
防健診」、40歳から74歳ま  
での被扶養者(ご家族)の  
方には、メタボリックシン  
ドROOMに着目した「特定  
健康診査」の2つの健診を  
ご用意しています。

生活習慣病の予防と早期  
発見・早期治療のためにも  
年に1度は健診を受けまし  
よう。

※お問い合わせ先  
全国健康保険協会北海道支部  
Tel..011-726-0352

### 性暴力被害者相談の お知らせ

性暴力被害者対応チーム  
函館・道南SART(サー  
ト)は平成30年4月2日(月)  
から性暴力の被害に遭われ  
た方や家族の方への電話相  
談を開始します。

それぞれの方の状況に合  
わせた情報提供や支援を  
コーディネートします。

○相談日時  
月々金曜日  
午前10時から午後5時ま

で(祝日を除く)

※お問い合わせ先  
性暴力被害者対応チーム函  
館・道南SART(サート)  
Tel..0138-85-8825

### アルコールや薬物、ギャンブル などでお困りの方へ

アルコールや薬物、ギヤ  
ンブルなどの悩みを抱える  
可能性は誰にでもあります。  
一人で悩まずに話してみ  
ませんか。問題を一緒に整  
理したり、同じように悩む  
方と話せる場や学習会のご  
紹介をします。話された内  
容の秘密は厳守します。

※お問い合わせ先  
渡島保健所健康支援係  
Tel..0138-47-9548



# 水産の艇窓

## H30年2月の水揚

単位：数量（トン）／水揚高（千円）

魚 種	数 量	水 揚 高	魚 種	数 量	水 揚 高
すけとうだら	70.2	10,310.0	かじか	0.1	8.1
たこ	11.2	8,303.2	平目	0.1	23.3
ます	0.7	227.5	うに	9.5	14,122.4
かれい	0.7	115.9	北寄貝	0.2	86.9
なまこ	9.0	36,316.6	たら	1.5	256.0
油子	0.1	12.1	松皮かれい	0.1	7.7
黒そい	0.4	191.6	つぶ	2.8	434.1
ほっけ	0.1	0.6	ほたて	760.2	181,362.6
がや	0.1	33.2	その他魚類	11.1	1,798.0
			合計	878.1	253,609.8

### ○ 駒ヶ岳火山観測情報 ○

平成30年2月に観測された駒ヶ岳の状況についてお知らせします。

**【全般】** 火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。

（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）

**【噴煙活動】** 山麓に設置した監視カメラによる観測では、昭和4年火口の噴気は観測されませんでした。

**【地震活動】** 平成29年11月26日（火）に山頂の浅いところを震源とする小さな地震が増加しました。平成30年1月までは地震の回数が増加する日がありましたが、現在は少ない状態で経過しています。火山性微動は観測されませんでした。

**【地殻変動】** G N S S 連続観測では、火山活動によると考えられる地殻変動は認められませんでした。

（G N S S 観測：G P S 含む衛星測位システムの総称）

※詳細は札幌管区気象台ホームページでも閲覧することができます。

<http://www.jma-net.go.jp/sapporo/>

※気象庁ホームページに駒ヶ岳の火山観測データが掲載されています。火山活動状況などの把握にご利用ください。

<http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/open-data/open-data.php?id=113>



## 森警察署ニュース



### 春の全国交通安全運動実施 ～行けるはず まだ渡れるは もう危険～

一人一人が交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーで、交通事故死ゼロを目指しましょう。

#### 1 運動期間

平成30年4月6日（金）から平成30年4月15日（日）までの10日間

#### 2 交通事故防止のポイント

○子どもと高齢者の安全な通行の確保

通園、通学する子どもたちを交通事故から守るため、家族や地域の大人が手本となり、基本的な交通ルールやマナーを教え、交通安全意識を高めましょう。また、高齢者の方が安心して外出できるよう、運転をされる方は、思いやりのある運転を心がけましょう。

○自転車の安全利用の推進

自転車も「クルマ」です。自転車に乗るときは次の「自転車安全利用五則」を守りましょう。

**自転車安全利用五則** ①自転車は、車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側を通行 ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る ⑤子どもはヘルメットを着用

○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトは命綱です。自動車に乗ったら、全ての座席で必ずシートベルトを着用しましょう。6歳以上のお子さんも体格などの状況によりシートベルトを適切に着用させることができない場合は、チャイルドシートを使用するようにしましょう。

○飲酒運転の根絶

運転手の方はもちろん、同乗者の方、車を貸した方、飲酒をさせた方にも厳しい罰則があります。

一人一人が、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持って飲酒運転を根絶しましょう。

### 犯罪発生状況（平成30年1月1日～2月28日） 交通事故発生状況（平成30年1月1日～2月28日）

	全刑法犯 認知件数	窃盗犯認知件数			その他刑法 認知件数		人身事故	死者数	傷者数	物損事故
		侵入盗	車上狙い	その他窃盗						
町内	1件	0件	0件	1件	0件	町内	0件	0人	0人	14件

# 4月～5月の行事予定カレンダー

4月16日(月)		5月1日(火)	税 軽自動車税納付期限日
17日(火)	保 赤ちゃんなかよし広場 総合体育館保健室 10:00～	2日(水)	保 就労活動「カフェほっほ」 しかべ・ほっほ館 11:00～15:00
18日(水)	保 健康相談 いこいの湯 受付14:00～16:00	3日(木)	保 就労活動「カフェほっほ」 しかべ・ほっほ館 11:00～15:00
19日(木)	保 創作活動「ほっほワークの日」 しかべ・ほっほ館 10:00～16:00	4日(金)	保 就労活動「カフェほっほ」 しかべ・ほっほ館 11:00～15:00
20日(金)	保 創作活動「ほっほワークの日」 しかべ・ほっほ館 10:00～16:00	5日(土)	保 就労活動「カフェほっほ」 しかべ・ほっほ館 11:00～15:00
21日(土)		6日(日)	保 就労活動「カフェほっほ」 しかべ・ほっほ館 11:00～15:00
22日(日)	保 就労活動「カフェほっほ」 しかべ・ほっほ館 11:00～15:00 観 しかべ間歌あわくわくサンデー!! 道の駅しかべ間歌泉公園 11:00～14:00	7日(月)	
23日(月)		8日(火)	
24日(火)		9日(水)	
25日(水)		10日(木)	保 創作活動「ほっほワークの日」 しかべ・ほっほ館 10:00～16:00
26日(木)	保 創作活動「ほっほワークの日」 しかべ・ほっほ館 10:00～16:00	11日(金)	保 創作活動「ほっほワークの日」 しかべ・ほっほ館 10:00～16:00 保 あったかサロン 本別中央会館 13:30～15:30
27日(金)	保 創作活動「ほっほワークの日」 しかべ・ほっほ館 10:00～16:00 保 あったかサロン 本別中央会館 13:30～15:30	12日(土)	
28日(土)		13日(日)	保 就労活動「カフェほっほ」 しかべ・ほっほ館 11:00～15:00
29日(日)	保 就労活動「カフェほっほ」 しかべ・ほっほ館 11:00～15:00	14日(月)	
30日(月)		15日(火)	保 赤ちゃんなかよし広場 総合体育館保健室 10:00～

※行事日程等について、施設等の都合により変更となる場合がございますので、行事に参加される場合は、事前に担当課へ確認願います。

- ◆お問い合わせ先略称◆ 公 中央公民館 (Tel 7-3124) 保 役場保健福祉課 (Tel 7-5291)  
 税 役場税務課 (Tel 7-5292) 観 役場観光商工課 (Tel 7-5293)

休日当番医については新聞等で確認するか、役場保健福祉課までお問い合わせください。

■発行／鹿部町  
 ■編集／総務・防災課広報統計係  
 〒041-1498  
 北海道茅部郡鹿部町字宮浜299番地  
 TEL : 01372-7-2111  
 FAX : 01372-7-3086  
 Eメール  
 info@town.shikabe.hokkaido.jp  
 ホームページ  
 http://www.town.shikabe.lg.jp  
 ■印刷／(有)三和印刷

(注)お誕生、おくやみ欄についての掲載は、役場民生課窓口で掲載承諾を頂いて載せております。

盛川 伊 氏  
 田村 藤  
 勇 光  
 夫 清 雄 名  
 さん さん さん  
 八 八 九 享  
 九 九 一 年  
 歳 歳 歳  
 鹿 宮 宮 住  
 部 浜 浜 所



おくやみ  
 もうしあげます

## 世帯と人口

平成30年2月28日現在  
 ( ) は前月比です

世帯数 1,852世帯 (+2)  
 男 1,903人 (-2)  
 女 2,101人 (-4)  
 計 4,004人 (-6)

●65歳以上の人口 1,495人  
 高齢化率 37.3%

ひ・と・り・の・あ

▼豪雪だった冬が終わり、春がやってきました。みなさんいかがお過ごしでしょうか。

先月は、幼稚園の卒業式と小・中学校の卒業式があり、写真撮影のため参加させていただきました。別れの寂しさや新しい環境への期待などが伝わってきて、私も緊張しながら撮影していました。

撮影を終えて、私も卒業式の時は、仲間と別れる寂しさや不安な気持ちが強かったなというのを思い出しました。

今月は、入園式や入学式があるので、新しいスタートの瞬間を逃さないよう気を引き締めて撮影に臨みます。

さて、話題は変わりますが4月に入り、新生活を機に新しい趣味などを始められる方もいらっしゃると思います。

私は、最近、運動不足なので、自転車移動を始めてみようと考えています。

学生時代は毎日、通学などで長距離を自転車で移動していましたが、最近はずっと短くなったので、まずは短い距離から徐々に始めて体を慣らしていきたくです。

(みやにし)